# 平成26年度 母子家庭の母及び父子家庭の父の 自立支援施策の実施状況

平成27年12月28日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課母子家庭等自立支援室

この文書は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)第4条に基づき、平成26年度における母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表するものです。

# 一目次一

1.	生活の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3	5.	就業支援に関する施策等(雇用・就業機会の増大)・・	35
2.	支援施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・	• 8		特定求職者雇用開発助成金	36
	ひとり親家庭等の自立支援策の体系	9		トライアル雇用奨励金	3
	自立促進計画	10		たばこ事業法の許可基準の特例	38
	ひとり親家庭に対する主な就業支援について	11		母子・父子福祉団体等への事業発注の推進	39
	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する	12		母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰	40
	特別措置法について			行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組	41
3.	就業支援に関する施策等(就業相談・就職支援)・・	• 13			
	ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況	14	6.	生活支援に関する施策・・・・・・・・・・・・	42
	マザーズハローワーク事業の概要	15		ひとり親家庭等日常生活支援事業	43
	母子家庭等就業·自立支援事業	16		子育て短期支援事業	44
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	22		ひとり親家庭等生活向上事業	45
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	25		母子世帯等の住居の状況	47
1	就業支援に関する施策等(職業訓練)・・・・・・	• 28		住居の安定確保	48
4.				母子生活支援施設	49
	職業訓練メニュー	29	7	養育費の確保策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	公共職業訓練の実施	30	1.	<b>设月貝</b> 勿唯体來	
	自立支援教育訓練給付金事業	31	8.	自立を促進するための経済的支援・・・・・・・・	54
	高等職業訓練促進給付金等事業	33		児童扶養手当	55
				母子父子寡婦福祉資金貸付金	57
			9.	各自治体における取組状況・・・・・・・・・・	63

# 1. 生活の状況

# 世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

		世帯構造						世帯類型				平均
年次	総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯	ひとり親と 未婚の子 のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	世帯
	推 計 数 (単位:千世帯)				拍	生計数()	単位:千世帯	;)	(人)			
昭和61年	37,544	6,826	5,401	15,525	1,908	5,757	2,127	2,362	600	115	34,468	3.22
平成元年	39,417	7,866	6,322	15,478	1,985	5,599	2,166	3,057	554	100	35,707	3.10
4	41,210	8,974	7,071	15,247	1,998	5,390	2,529	3,688	480	86	36,957	2.99
7	40,770	9,213	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478	4,390	483	84	35,812	2.91
10	44,496	10,627	8,781	14,951	2,364	5,125	2,648	5,614	502	78	38,302	2.81
13	45,664	11,017	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909	6,654	587	80	38,343	2.75
16	46,323	10,817	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934	7,874	627	90	37,732	2.72
19	48,023	11,983	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337	9,009	717	100	38,197	2.63
20	47,957	11,928	10,730	14,732	3,202	4,229	3,136	9,252	701	94	37,910	2.63
21	48,013	11,955	10,688	14,890	3,230	4,015	3,234	9,623	752	93	37,545	2.62
22	48,638	12,386	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320	10,207	708	77	37,646	2.59
23	46,684	11,787	10,575	14,443	3,263	3,436	3,180	9,581	759	96	36,248	2.58
24	48,170	12,160	10,977	14,668	3,348	3,648	3,370	10,241	703	81	37,146	2.57
25	50,112	13,285	11,644	14,899	3,621	3,329	3,334	11,614	821	91	37,586	2.51
26	50,431	13,662	11,748	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3,576	-	3,435	12,214	732		37,384	2.49

<sup>※</sup> 資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」。平成7年の数値は兵庫県を除く。平成23年の数値は岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成24年の数値は福島県を除く。

### 母子世帯・父子世帯の世帯数の推移

(単位:世帯)

	平成2年調査	平成7年調査	平成12年調査	平成17年調査	平成22年調査
母子世帯	551,977	529,631	625,904	749,048	755,972
父子世帯	101,705	88,081	87,373	92,285	88,689

<sup>※</sup> 国勢調査(各年10月1日現在)による。

<sup>※「</sup>母子(父子)世帯数」の数値は、死別・離別・その他の理由で、現に配偶者のいない65歳未満の女(男)と20歳未満のその子のみで構成している世帯数

<sup>※「</sup>母子(父子)世帯数」の数字は、「未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯(他の世帯員がいないもの)」の世帯数

## 所得の種類別一世帯当たり平均所得金額

(単位:万円)

	総 所 得	稼働所得	公的年金· 恩 給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所 得	世帯人員1 人当たり平 均所得金額
母子世帯	235.2	174.8	9.0	0.0	44.1	7.3	89.7
児童のいる世帯	696.3	633.9	32.9	6.7	17.3	5.6	167.3
全世帯	528.9	382.0	110.8	15.5	7.1	13.6	205.3
高齢者世帯	300.5	55.0	203.3	22.9	3.4	16.0	192.8

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「平成26年国民生活基礎調査」

(注)所得は、平成25年1年間の所得である。

## 平成22年における年間就労収入の分布について

(単位:%)

	100万円未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400万円以上	平均年間 就労収入
母子世帯	28.6	35.4	20.5	8.7	6.8	181万円
	(31.2)	(39.1)	(17.7)	(5.9)	(6.1)	(171万円)
父子世帯	9.5	12.6	21.5	18.8	37.7	360万円
	(4.3)	(11.8)	(21.1)	(17.4)	(45.3)	(398万円)

資料: 平成23年度全国母子世帯等調査

※()内の数値は、平成17年における年間就労収入の分布

# 母子家庭・父子家庭の現状

		母子世帯	父子世帯
1 世	帯数(推計値)	123. 8万世帯	22. 3万世帯
2 0	とり親世帯になった理由	離婚 80. 8% 死別 7. 5%	離婚 74. 3% 死別 16. 8%
3 就	業状況	80. 6%	91. 3%
	うち 正規の職員・従業員	39. 4%	67. 2%
	うち 自営業	2. 6%	15. 6%
	うち パート・アルバイト等	47. 4%	8. 0%
4 平均	均年間収入(母又は父自身の収入)	223万円	380万円
5 平均	日年間就労収入(母又は父自身の就労収入)	181万円	360万円
6 平均	日年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)	291万円	455万円

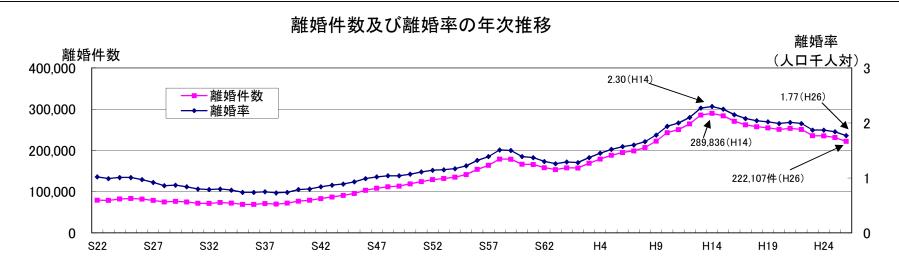
資料: 平成23年度全国母子世帯等調査

<sup>※</sup> 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。 母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。(平成22年国勢調査)

<sup>※「</sup>平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

# 母子家庭と父子家庭の現状

- 〇母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯 (平成22年国勢調査)
- 〇母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約124万世帯、父子世帯数は約22万世帯(平成23年度全国母子世帯等調査による推計)
- 〇児童扶養手当受給者数は約105.8万人(平成26年度末時点、福祉行政報告例)
- 〇母子世帯になった理由は、離婚が約8割、死別は約1割、父子世帯になった理由は、離婚が7割 死別が約2割
  - ※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- 〇離婚件数は約22万2千件(平成26年人口動態統計(確定数)) 従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
- 〇離婚率(人口千対)は1.77。アメリカ(3.6)、イギリス(2.05)、韓国(2.3) フランス(2.04)、ドイツ(2.48)より低く、イタリア(0.90)よりは高い水準。



# 2. 支援施策の体系

# ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 〇 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育で・生活支援策」、 「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育で・生活支援施策の 強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制 限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)

# 自立促進計画(地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定)



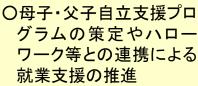
# 就業支援

〇母子•父子自立支援員 による相談支援

子育て・生活支援

- 〇ヘルパー派遣、保育所 等の優先入所
- ○学習ボランティア派遣等 による子どもへの支援
- 〇母子生活支援施設の機 能拡充

など



- 〇母子家庭等就業•自立 支援センター事業の推
- 〇能力開発等のための給 付金の支給

など

# 養育費確保支援

- 〇養育費相談支援セン ター事業の推進
- 〇母子家庭等就業・自立 支援センター等における 養育費相談の推進
- ○「養育費の手引き」や リーフレットの配布

など

# 経済的支援

- ○児童扶養手当の支給
- 〇母子父子寡婦福祉資金 の貸付

就職のための技能習得 や児童の修学など12種 類の福祉資金を貸付

など

# 自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。 ※ 平成26年10月1日に「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改称。

### <自立促進計画の策定状況>

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成21年度	45か所	18か所	25か所	162か所	250か所
	(95.7%)	(100.0%)	(61.0%)	(20.8%)	(28.3%)
平成22年度	45か所	19か所	26か所	169か所	259か所
	(95.7%)	(100.0%)	(65.0%)	(21.6%)	(29.2%)
平成23年度	46か所	19か所	26か所	176か所	267か所
	(97.9%)	(100.0%)	(63.4%)	(22.4%)	(29.9%)
平成24年度	45か所	20か所	28か所	178か所	271か所
	(95.7%)	(100.0%)	(68.3%)	(22.5%)	(30.2%)
平成25年度	47か所	20か所	28か所	185か所	280か所
	(100.0%)	(100.0%)	(66.7%)	(23.4%)	(31.1%)
平成26年度	47か所	20か所	29か所	180か所	276か所
	(100.0%)	(100.0%)	(67.4%)	(22.7%)	(30.6%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市等における実施割合

# ひとり親家庭に対する主な就業支援について(平成27年度)

#### 就業相談•職業紹介等

#### ハローワークにおける職業紹介等

- 就職支援ナビゲーター等による個別支援
- ●トライアル雇用の活用
- ●公的職業訓練の受講あっせん。

#### マザーズハローワーク事業 (184か所)

母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児 付きセミナーの開催

#### ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (64か所)

- ●福祉分野(介護・医療・保育)について担当者制 も活用した職業相談・職業紹介
- ●同コーナーを設置していないハローワークにおい ても、求人情報の提供や必要に応じて福祉人材 コーナーの利用勧奨等を実施。

就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施

●養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施

きるよう、在宅就業コーディネーターによる支援を実施

●就業準備に関するセミナー等の開催

母子家庭等就業・自立支援センター事業

●母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供

●自営型の在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積で

#### 職業訓練等

#### 国及び都道府県が行う公共職業訓練

- ●託児サービスを付加した委託訓練の実施。
- ●訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象 者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の 準備講習を付加した職業訓練を実施。
- ●母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実

#### 給付金等

#### 職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

●母子家庭等の母になって3年以内に安定所に出 頭して求職の申込みをし、安定所長の指示に より職業訓練を受ける者等に支給

#### 高等職業訓練促進給付金等事業

- ●2年以上の養成機関に修業する間の生活費の負 担軽減のための給付金を支給

市町村民非課税世帯月額:100,000円 // 課税世帯月額: 70,500円

修学する期間の全期間(上限2年)

#### 自立支援教育訓練給付金事業

●教育訓練講座修了後に受講費用の20%を支給

#### 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- ●高卒認定試験合格のための講座修了後に受講費用 の20%を支給
- ●高卒認定試験に合格した場合に受講費用の40% を支給(最大、受講費用の6割を支給(上限15 万円)

#### 母子父子寡婦福祉貸付金

●母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を促進す るため、修学資金や生活資金等を貸付け (平成26年10月1日から父子家庭を対象)

#### 被保護者就労支援事業

●被保護者の自立の促進を図ることを目的と し、被保護者の就労の支援に関する問題につ いて、被保護者からの相談に応じ、必要な情 報提供及び助言を行う事業を実施。

#### 被保護者就労準備支援事業

●就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課 題を有する者など、就労に向けた課題をより 多く抱える被保護者に対し、一般就労に向け た準備として、就労意欲の喚起や一般就労に 従事する準備としての日常生活習慣の改善 を、計画的かつ一貫して実施。

#### 求職者支援制度

- ●雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施
- 職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】

(受講手当月10万円、通所手当(通所経路に応じた所定額))※一定の支給要件あり

#### 母子・父子自立支援プログラム策定事業

●個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに 対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細 やかな自立支援を行う。

#### ※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策 ------

#### 雇用保険給付(被保険者)

#### 基本手当

- ●労働契約が更新されずに離職した有期労働者等について、受給資格要件の緩和 (被保険者期間12月→6月)及び解雇等と同様の手厚い給付を行う
- ●解雇等による離職者について、年齢や地域等の要件を満たし、積極的に求職活動 を行っている場合に、給付日数を延長(60日分)

#### 再就職手当

●早期に安定した職業に再就職した場合は支給残日数の50%~60%を支給 給付額:基本手当日額×支給残日数×50%~60%

#### 教育訓練給付制度

- ●一般教育訓練を受講修了した場合に訓練経費の20%を支給
- ●専門実践教育訓練を受講した場合に、修了する見込みで受講している方と修了した 方に、6か月ごとに訓練経費の40%を支給

受講修了し、資格取得等を行い、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者と して雇用された場合、訓練経費の20%を追加支給

### 母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援

#### 助成金

#### 特定求職者雇用開発助成金

●母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に 対して、賃金相当額の一部を助成

#### トライアル雇用奨励金

●母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により試行雇用(原則3 か月) した事業主に対して月額最大5万円を支給

#### キャリアアップ助成金

- ●有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者 (正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。) の企業内のキャリアアップを促 進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に 対して包括的に助成
- ①正規雇用等転換コース ②人材育成コース

③処遇改善コース

⑤多様な正社員コース ④健康管理コース

⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース

※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①、⑤の 取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする

#### 両立支援等助成金

- ●仕事と子育ての両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給 < 両立支援等助成金>
- ○事業所内保育施設設置·運営等支援助成金
- 〇中小企業面立支援助成金
- ①代替要員確保コース
- ②期間雇用者継続就業支援コース
- ③育休復帰支援プランコース

# 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

1. 目的

#### 母子家庭の母が置かれている特別の事情

- 子育てと就業との両立が困難であること
- 就業に必要な知識及び技能を習得する機会 を必ずしも十分に有してこなかったこと 等

#### 父子家庭の父が置かれている特別の事情

子育てと就業との両立が困難であること 等

母子家庭の母及び 父子家庭の父の就 業の支援に関する 特別の措置

母子家庭 父子家庭 の福祉

4. 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力

#### <国及び独立行政法人等>

母子・父子福祉団体等の受注の機会の『 増大を図るため、予算の適正な使用に 留意しつつ、優先的に母子・父子福祉 団体等から物品及び役務を調達するよ うに努めなければならない

#### <地方公共団体>

→ 国の施策に準じて必要な施策を講ずる ように努める

成立日 平成24年9月7日 公布日 平成24年9月14日

施行日 平成25年3月1日



#### <地方独立行政法人>

設立団体の措置に準じて必要な措置を 講ずるように努める

2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実

<国>

#### 母子及び父子並びに寡婦福祉法の 基本方針

・母子家庭の母及び父子家庭の父の 安定した就業を確保するための支 援に特別の配慮

#### <都道府県等>

#### 母子及び父子並びに寡婦福祉法の 自立促進計画

・基本方針に即し、職業の能力の開発 及び向上の支援その他母子家庭の母 及び父子家庭の父の安定した就業を 確保するための支援に特別の配慮

### <国及び地方公共団体>

#### 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずる に当たっての留意事項

- ① 情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上
- ② 情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保
- ③ ①②に関する業務に従事する人材の養成及び資質の向上

#### 5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置 等を講ずるように努めなければならない

#### 6. その他

- ・ この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定め る日から施行する
- ・ その他所要の規定の整備を行う

### 3. 民間事業者に対する協力の要請

#### 〈国〉

### <地方公共団体>

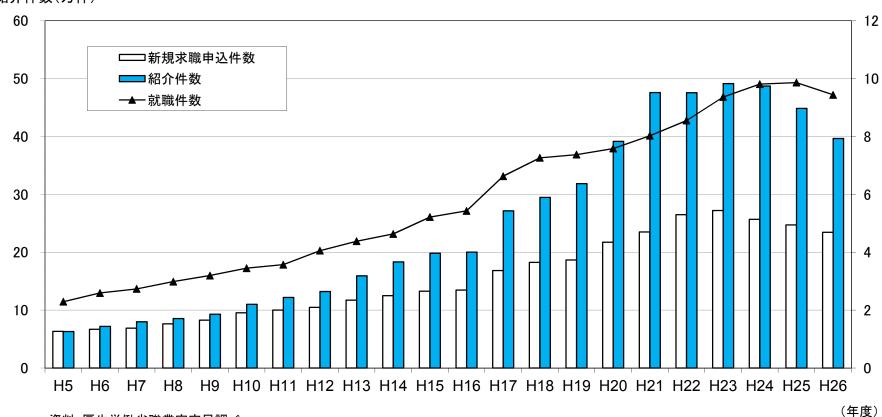
れている特別の事情に鑑み、民間事業 者に対し、母子家庭の母及び父子家庭 の父の優先雇用その他の母子家庭の母 及び父子家庭の父の就業の促進を図る ために必要な協力を求めるように努める

母子家庭の母及び父子家庭の父が置か ―― 国の施策に準じて必要な施策を講ずる ように努める

# 3. 就業支援に関する施策等

(就業相談・就職支援)

# ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況



資料:厚生労働省職業安定局調べ

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規求職申込み件数	217,237件	235,020件	264,742件	272,111件	256,719件	247,033件	234,497件
紹介件数	391,551件	475,903件	475,566件	491,240件	487,183件	448,379件	396,341件
就職件数	75,823件	80,247件	85,480件	93,613件	98,077件	98,597件	94,316件

資料:厚生労働省職業安定局調べ

## マザーズハローワーク事業の概要

### 概要

### マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・全国20箇所(札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、相模原、新潟、静岡、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、福岡、北九州、熊本)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。
  - ※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

### マザーズコーナー(平成19年度より設置)

・マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」(160箇所)を設置。

### 支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

- 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等
  - ・ 個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施、紹介面接時における一時預かりの実施等による総合的かつ一貫した支援の実施
- 〇 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等
  - ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓
- 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供
- ・ 保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等
- 子ども連れで来所しやすい環境の整備
  - キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
  - ・ 相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規求職申込み件数	180,665件	198,481件	208,103件	209,731件	210,508件	219,085件
(担当者制による就職支援対象者数)	39,483件	48,341件	53,645件	57,470件	62,720件	71,560件
就職件数	54,532件	63,510件	69,137件	69,413件	72,050件	76,119件

# 母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。

都道府県・指定都市・中核市

### 母子家庭等就業・自立支援センター事業

支援メニュー

### 就業支援事業

・就業相談、助言の実施、 企業の意識啓発、求人開拓 の実施等

## 就業支援講習会等事業

・ 就業準備等に関するセミナー や、資格等を取得するための 就業支援講習会の開催

### 就業情報提供事業

- 求人情報の提供
- ・電子メール相談等

### 在宅就業推進事業

在宅就業のためのスキル アップに係るセミナーの 開催等

#### 管内自治体· 福祉事務所支援事業(※)

相談関係職員の資質向上の ための研修会の開催や研修 受講支援等

### 地域生活支援事業

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施等

### 面会交流支援事業

・面会交流援助の実施 等

### 広報啓発・公聴、ニーズ 把握活動等事業(※)

・地域の特性を踏まえた広報 啓発活動や支援施策に係る ニーズ調査の実施等 一般市•福祉事務所設置町村

### 一般市等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援 メニュー(就業支援事業、就業支援講習会等事業、 就業情報提供事業、地域生活支援事業、在宅就業 推進事業、管内自治体・福祉事務所支援事業、広 報啓発・公聴、ニーズ把握活動等事業)の中から 地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択し実 施

- ・「就業支援事業」及び「地域生活支援事業」について、 土日における開所を促進するため、開所日数に応じた 加算制度を創設(22年度創設、26年度拡充)
- ・(※)は26年度新規事業

### 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所	8か所	11か所	58か所
	(83.0%)	(61.5%)	(31.4%)	(61.1%)
平成21年度	47か所	18か所	41か所	106か所
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
平成22年度	47か所	19か所	40か所	106か所
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
平成23年度	47か所	19か所	41か所	107か所
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
平成24年度	47か所	20か所	40か所	107か所
	(100.0%)	(100.0%)	(97.6%)	(99.1%)
平成25年度	47か所	20か所	41か所	108か所
	(100.0%)	(100.0%)	(97.6%)	(99.1.%)
平成26年度	47か所	20か所	43か所	110か所
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0.%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市における実施割合

# 就業相談の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成等について助言を行うとともに、求人情報等を提供している。

また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

		就業実績(延べ数)						
	相談件数 (延べ数)	総数	内訳					
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他			
平成15年度	14,585件	1,262件	420件	822件	20件			
平成21年度	90,614件	6,794件	2,938件	3,755件	101件			
平成22年度	89,729件	5,748件	2,356件	3,233件	159件			
平成23年度	101,575件	6,366件	2,752件	3,440件	174件			
平成24年度	99,085件	6,097件	2,573件	3,349件	175件			
平成25年度	83,581件	5,575件	2,505件	2,957件	113件			
平成26年度	77,568件	5,489件	2,767件	2,536件	186件			

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。 資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

## 就業支援講習会の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の良質に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やよりよい仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズがあると考えられる。

このような様々なニーズに応じて仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催している。平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

		就業実績(延べ数)						
	受講者数 (延べ数)	<b>6/Λ.ΨΙ</b> -	内訳					
		総数	常勤	非常勤・パート	自営業・その他			
平成15年度	15,504件	757件	216件	415件	126件			
平成21年度	13,798件	1,610件	605件	909件	96件			
平成22年度	18,865件	1,481件	498件	938件	45件			
平成23年度	16,421件	1,662件	573件	955件	134件			
平成24年度	17,750件	1,710件	682件	965件	63件			
平成25年度	21,880件	1,392件	551件	698件	143件			
平成26年度	30,400件	1,636件	600件	953件	83件			

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

## 就業情報提供事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

就業支援講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

		就業実績(延べ数)					
	情報提供件数 (延べ数)	総数		内訳			
		<b>心致</b>	常勤	非常勤・パート	自営業・その他		
平成15年度	7,256件	653件	207件	415件	31件		
平成21年度	76,571件	4,703件	2,055件	2,569件	79件		
平成22年度	87,606件	4,187件	1,811件	2,312件	64件		
平成23年度	102,976件	4,569件	2,045件	2,453件	71件		
平成24年度	110,340件	4,534件	1,952件	2,539件	43件		
平成25年度	94,217件	4,338件	2,065件	2,196件	77件		
平成26年度	96,484件	4,045件	2,190件	1,807件	48件		

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。 資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

# 母子家庭等地域生活支援事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

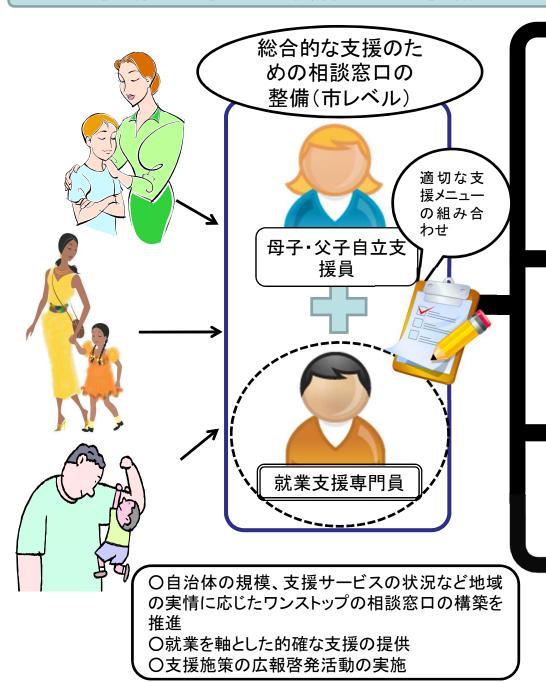
母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取決めなど生活に密着した様々な法律・経済的問題等について、外部から弁護士等の専門家を招いて特別相談事業を実施している。

また、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決めや支払履行・強制執行に関する相談や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施している。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	相談延べ件		相談内容								
	数総数	難帳並の担実	法律問題 ### 並の相談 養育費関係 子		法律問題		2.D.W				
		離婚前の相談	の相談	経済的相談	その他	支援	その他				
平成15年度	2,585件	_	577件	678件	746件	263件	321件				
平成20年度	4,596件	959件	1,051件	796件	831件	872件	295件				
平成21年度	4,235件	1,058件	1,161件	702件	960件	668件	446件				
平成22年度	4,381件	1,187件	1,279件	643件	792件	719件	333件				
平成23年度	4,481件	1,163件	1,433件	813件	960件	670件	472件				
平成24年度	4,833件	1,444件	1,359件	712件	949件	695件	897件				
平成25年度	4,484件	1,522件	1,303件	711件	808件	1,084件	408件				
平成26年度	3,603件	1,008件	1,150件	753件	844件	918件	372件				

※同一の者が、一度に複数の内容について相談を行った場合は、相談延べ件数総数欄に1件、該当するそれぞれの区分に1件を計上している。 資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

# ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業



## 就業支援

《個々の状況に対応する就業支援》

- ○就業支援講習会の拡充
- ○相談関係職員の資質向上
- 〇自立支援プログラムの策定
- 〇ハローワーク等との定期的な連絡調整や同 行

支援など

○能力開発等のための給付金の支給 など

# 子育て・生活支援

《ひとりで担う仕事と子育ての両立支援》

- 〇子育て・生活支援
  - ・就職活動等の際の保育サービス
  - ・保育所の優先入所
  - ・母子生活支援施設の利用 など

# 子どもへの支援

《特有の悩みを持つ子どもへの支援》

- 〇ピア·サポート、学習支援
  - ・児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣
  - 学習支援ボランティア事業

# 養育費の確保、経済的支援

- ∕○養育費相談支援センター等による養育費相<sup>`</sup> 談
- ○児童扶養手当の支給
- ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 など

# 母子・父子自立支援員の配置

母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、自立に向けた総合的支援を行う者である。

※ 平成26年10月1日に「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改称。

### 母子・父子自立支援員の配置状況

		母子·父子自立支援員						
	常勤	非常勤	計					
平成20年度	444名	1,109名	1,553名					
平成21年度	435名	1,122名	1,557名					
平成22年度	437名	1,137名	1,574名					
平成23年度	419名	1,182名	1,601名					
平成24年度	422名	1,200名	1,622名					
平成25年度	427名	1,217名	1,644名					
平成26年度	416名	1,248名	1,664名					

平成26年度相談件数

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ(注)各年度末現在。

				再掲		児童	経済的支	再	掲	その他	合計
		生活 一般	うち 就労	うち配偶者 等の暴力	うち養 育費		援•生活 援護	うち福祉資金	うち児童扶 養手当		
母子・	件数	194,961	69,190	14,952	12,812	69,189	446,787	293,538	93,524	21,359	732,296
寡婦	割合	26.6%	9.4%	2.0%	1.7%	9.4%	61.0%	40.1%	12.8%	2.9%	100.0%
父子	件数	4,698	1,110	95	177	3,213	9,180	2,534	3,778	296	17,387
人工	割合	27.0%	6.4%	0.5%	1.0%	18.5%	52.8%	14.6	21.7%	1.7%	100.0%
스=1	件数	199,659	70,300	15,047	12,989	72,402	455,967	293,538	97,302	21,655	749,683
合計	割合	26.6%	9.4%	2.0%	1.7%	9.7%	60.8%	39.2%	13.0%	2.9%	100.0%

# 就業支援専門員の配置

地方自治体の相談窓口に母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員のその他の専門性を高めることにより、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な相談支援を実施する。

平成26年度より、都道府県、市、福祉事務所設置町村を実施主体として、全国9自治体、22の相談窓口で実施している。

### 就業支援専門員の配置状況

		就業支援専門員				
	常勤非常勤計					
平成26年度	1名	21名	22名			

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ(注)各年度末現在。

### 相談実績

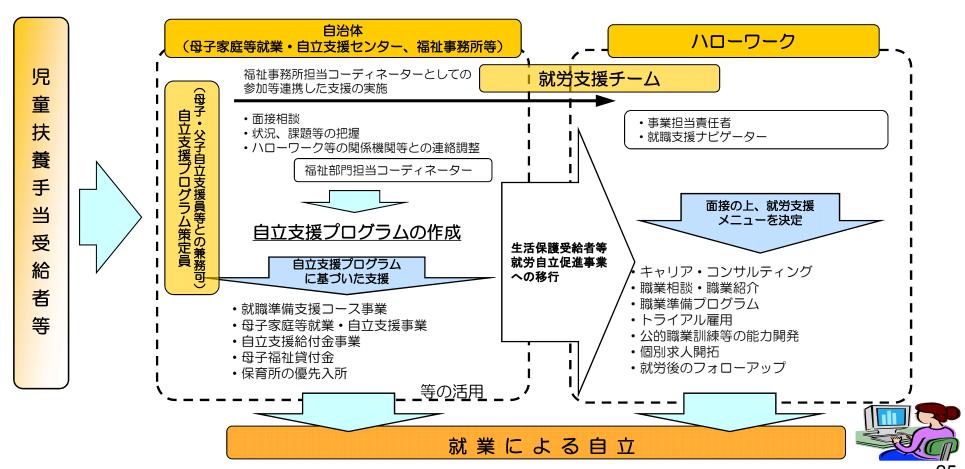
	就業相談員の 相談件数 (延べ数)
平成26年度	4,580件

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

# 母子・父子自立支援プログラム策定事業

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進を図る母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施している。

また、母子・父子自立支援プログラムの一環としてハローワークに就労支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等の応じたきめ細かな就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進」支援事業を実施している。



# 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成20年度	42か所(89.4%)	17か所(100.0%)	34か所(87.2%)	380か所(49.4%)	473か所(54.2%)
平成21年度	42か所(89.4%)	18か所(100.0%)	35か所(85.4%)	371か所(47.7%)	466か所(52.8%)
平成22年度	42か所(89.4%)	19か所(100.0%)	35か所(87.5%)	413か所(52.9%)	509か所(57.4%)
平成23年度	43か所(91.5%)	19か所(100.0%)	39か所(95.1%)	432か所(55.0%)	533か所(59.8%)
平成24年度	40か所(85.1%)	20か所(100.0%)	38か所(92.7%)	463か所(58.6%)	561か所(62.5%)
平成25年度	41か所(87.2%)	20か所(100.0%)	39か所(92.9%)	465か所 (58.7%)	565か所(62.7%)
平成26年度	41か所(87.2%)	20か所(100.0%)	36か所(83.7%)	504か所 (63.6%)	601か所 (66.6%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

<sup>(</sup>注1)数字はか所数、()内は都道府県、市における実施割合。

<sup>(</sup>注2)「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く。)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである(以下同じ)。

母子・父子自立支援プログラム策定事業の実績

			就業実績(延べ数)					
	自立支援計画書 「 策定件数	<b>≪小米</b> Ь		内訳				
		総数	常勤	非常勤・パート	自営業・その他			
平成21年度	7,677件	4,740件	1,841件	2,642件	257件			
平成22年度	6,952件	4,315件	1,601件	2,178件	536件			
平成23年度	7,179件	4,441件	1,714件	2,151件	576件			
平成24年度	7,590件	4,462件	1,820件	2,350件	292件			
平成25年度	7,175件	4,437件	1,806件	2,269件	362件			
平成26年度	7,104件	4,250件	1,864件	2,112件	274件			

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

## 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況

	①支援対象者		②勍	②就職件数		③就職率 (②/①)	
	全体	うち児童扶養手 当受給者	全体	うち児童扶養手当 受給者	全体	うち児童扶養手 当受給者	
平成21年度	18, 226	4, 171	9, 297	2, 365	51. 0%	56. 7%	
平成22年度	21, 139	3, 909	12, 597	2, 676	59. 6%	68. 5%	
平成23年度	45, 016	9, 717	24, 522	6, 168	54. 5%	63. 5%	
平成24年度	63, 658	15, 591	39, 627	10, 983	62. 2%	70. 4%	
平成25年度	88, 576	22, 624	54, 244	14, 705	61. 2%	65. 0%	
平成26年度	108,910	29, 575	69, 538	19, 727	63. 8%	66. 7%	

資料:厚生労働省職業安定局調べ

<sup>※</sup>平成20~22年度は、生活保護受給者等就労支援事業、平成23、24年度は「福祉から就労」支援事業の実績である。

# 4. 就業支援に関する施策等

(職業訓練)

# 職業訓練メニュー

### 母子家庭の母等

# 働いているひと

## 雇用保険加入者

# 雇用保険非加入者

(週20時間未満の短時間労働者など)

# 働いていないひと

雇用保険受給資格者(離職者など)

雇用保険受給資格者以外

(専業主婦だった者など)

### 訓練受講を支援する施策

### 教育訓練給付金

厚生労働大臣が指定する講座を 受講し、修了等した場合、受講費 用の最大60%を支給(上限年間 48万円)

※働いていないひとも含む

### 自立支援教育訓練給付金

地方公共団体指定の講座修了後 に受講費用の20%を支給(上限1 0万円)

※働いていないひとも含む

### 雇用保険の基本手当

公共職業訓練等の全期間中支給 日額:1.840~7.810円

### 訓練手当(職業転換給付金)

職業訓練の全期間中支給 日額:3,530~4,310円 ※他に通所手当等あり。

### 職業訓練受講給付金

求職者支援訓練等の受講期間中の受講手当(月10万円)と通所手当(通所経路に応じた所定額)を支給

※一定の要件あり。

### 母子家庭の母等の特別対策

### 高等職業訓練促進給付金

2年以上養成機関で修学する場合に、修業期間の全期間について生活費を支給。

月額:100,000円

(市町村民税非課税世帯の場合)

<対象資格>

都道府県等の長が地域の実情に

応じて定めるもの

(例)看護師、理学療法士、作業療

法士等

### 母子父子寡婦福祉貸付金

無利子で貸付(保証人有り)

生活資金:

月額:141,000円 貸付期間:5年以内 償還期限:20年以内

技能修得資金:

月額68,000円

貸付期間:5年以内 償還期限:20年以内

# 公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力・求職条件等から 受講の必要性が高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんしている。

なお、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、 雇用対策法に基づき、訓練手当が支給される。

### 雇用対策法に基づく訓練手当の支給人数

(雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受給件数	970件	837件	677件	675件	652件	618件

# 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立を促進するため、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母及び父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部(受講料の2割相当額(4千円を超える場合。上限10万円))を支給する自立支援教育訓練給付事業を実施している。

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。 実施主体は、地方公共団体(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができることになっている。

### 自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所(74.5%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	116か所(17.6%)	158か所(21.0%)
平成21年度	47か所(100.0%)	18か所(100.0%)	40か所(97.6%)	690か所(88.8%)	795か所(90.0%)
平成22年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	40か所(100.0%)	694か所(88.9%)	800か所(90.2%)
平成23年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	41か所(100.0%)	696か所(88.7%)	803か所(90.0%)
平成24年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	41か所(100.0%)	715か所(90.5%)	823か所(91.6%)
平成25年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	42か所(100.0%)	732か所(92.4%)	841か所(93.3%)
平成26年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	43か所(100.0%)	738か所(93.1%)	848か所(93.9%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

# 自立支援教育訓練給付金事業の実績

# <支給実績等>

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成15年度	1,569件	483件	186件
平成21年度	5,145件	2,463件	2,145件
平成22年度	4,052件	1,830件	1,537件
平成23年度	3,613件	1,571件	1,159件
平成24年度	3,922件	1,828件	1,234件
平成25年度	3,068件	1,253件	1,004件
平成26年度	2,660件	928件	647件

### <就業実績>

	総数				
	小心 <b>安义</b>	常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成15年度	89件	27件	57件	5件	
平成21年度	1,282件	358件	750件	174件	
平成22年度	880件	315件	538件	27件	
平成23年度	682件	242件	416件	24件	
平成24年度	880件	280件	568件	32件	
平成25年度	675件	215件	430件	30件	
平成26年度	488件	186件	281件	21件	

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

# 高等職業訓練促進給付金等事業

経済的な自立に効果的な資格の取得により、母子家庭の母及び父子家庭の父が、児童扶養手当から早期脱却することを支援するため、養成機関で2年以上修学する場合に、 高等職業訓練促進給付金を支給する事業を実施している。

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村であり、対象となる資格については、都道府県等の長が地域の実情に応じて 定めることになっている。

### 高等職業訓練促進給付金等事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所(61.7%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	91か所(13.8%)	127か所(16.9%)
平成21年度	46か所(97.9%)	18か所(100.0%)	40か所(97.6%)	618か所(79.5%)	722か所(81.8%)
平成22年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	39か所(97.5%)	670か所(85.8%)	775か所(87.4%)
平成23年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	40か所(97.6%)	700か所(89.2%)	806か所(90.4%)
平成24年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	41か所(100.0%)	711か所(90.0%)	819か所(91.2%)
平成25年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	42か所(100.0%)	727か所(91.8%)	836か所(92.8%)
平成26年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	43か所(100.0%)	741か所(93.4%)	851か所(94.2%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ (注)数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

# 高等職業訓練促進給付金等事業の実績

### く支給実績等>

	総支給件数	資格取得者件数	
平成21年度	5,230件	1,590件	
平成22年度	7,969件	2,114件	
平成23年度	10,287件	3,016件	
平成24年度	9,582件	3,821件	
平成25年度	7,875件	3,212件	
平成26年度	6,961件	2,804件	

### <就業実績>

	総数				
	<b>∛心 女乂</b>	常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成15年度	128件	112件	13件	3件	
平成21年度	1,332件	1,124件	162件	46件	
平成22年度	1,714件	1,519件	177件	18件	
平成23年度	2,442件	2,129件	280件	33件	
平成24年度	3,079件	2,739件	303件	37件	
平成25年度	2,631件	2,369件	253件	9件	
平成26年度	2,217件	2,003件	201件	13件	

資料:厚生労働省雇用均等•児童家庭局

# 5. 就業支援に関する施策等

(雇用・就業機会の増大)

# 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等及び父子家庭の父の就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給している。

### 支給額(平成26年度)

対象労働者(一般被保険者)	助成金		助成期間
<b>对象为</b> 倒有(一般被体决有)	中小企業	中小企業以外	<b>助</b> 成别间
①母子家庭の母等及び父子家 庭の父 (短時間労働者除く)	60万円	50万円	1年
②母子家庭の母等及び父子家 庭の父 (短時間労働者)	40万円	30万円	1年

### 支給実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支給件数	25,575件	26,783件	29,540件	31,509件	35,271件	37,068件
支給額	74億円	98億円	109億円	116億円	129億円	137億円

# トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等及び父子家庭の父は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いため、就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等及び父子家庭の父がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業につくことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるためのトライアル雇用制度(月額最大5万円(最長3か月間)を事業主に支給)を母子家庭の母等及び父子家庭の父に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

#### トライアル雇用開始人数(母子家庭の母等及び父子家庭の父)

平成20年度			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
219人	149人	155人	145人	43人	40人	44人

<sup>※</sup>平成25年度までは、生活保護受給者に係る実績を含む。

# たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第4項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示(平成10年大蔵省告示第74号)2(1)に基づいて、同告示1の距離基準を緩和した距離(距離基準に100分の80を乗じて得た距離)を適用しているところであり、平成26年度において、本特例を適用して5件の新規許可を行った。

#### 通常の距離基準(平成10年大蔵省告示第74号)

	繁華街(A)	繁華街(B)	市街地	住宅地(A)	住宅地(B)
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	_	_	150	200	300

<sup>(</sup>注)母子及び寡婦に対する特例は上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

#### 母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
許可件数	6件	7件	12件	16件	5件

資料:財務省理財局調べ

(単位:メートル)

# 母子・父子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業機会の増大を図るためには、母子・父子福祉団体等ひとり親家庭の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、全国会議等を通じて、母子・父子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう、周知を図っている。

特に、地域において自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子・父子福祉団体に運営委託される例が多く、平成26年度には79地方公共団体において委託されている。

また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めることとしている。

#### ○母子家庭等就業・自立支援センター事業について母子・父子福祉団体へ運営委託を行っている自治体数

	平成15年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自治体数	35	69	74	80	82	80	79	79

#### ○母子・父子福祉団体等からの物品及び役務の調達状況

		平成25年度	平成26年度
	件数	94	145
国	金額(千円)	3,495	2,227
地方公	件数	750	648
共団体	金額(千円)	1,910,434	1,954,137

(注)平成25年度より調査。国には、独立行政法人又は特殊法人を含み、地方公共団体には、地方独立行政法人を含む。

# 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し(平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象)、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、平成26年度にはひとり親家庭の就業支援に積極的に取り組んでいる1企業を表彰した。

◎リバー・ゼメックス株式会社(長野県岡谷市)

【厚生労働省ホームページより】

ホームページアドレス: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069597.html

# 行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組

平成15年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会を捉えて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請している。

また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、 非常勤職員の雇い入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を改めて要請してい る。

こうした取組みにより、平成26年度において、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を通じて、国の機関には28名(1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は10名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は18名)が採用されており、地方公共団体及び関係団体には308名(1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は131名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は177名)が採用されている。

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
国の機関		57名 39名		63名	45名	33名	28名
	1日8時間週5日勤務	30名	22名	25名	12名	19名	10名
	上記に満たない者	27名	17名	38名	33名	14名	18名
地方	公共団体及び関係団体	390名	329名	498名	430名	416名	308名
	1日8時間週5日勤務	155名	135名	192名	131名	166名	131名
	上記に満たない者	235名	194名	306名	299名	250名	177名

# 6. 生活支援に関する施策

# ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

#### 〇実施状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定都市	17か所	18か所	18か所	19か所	19か所	19か所
	(94.4%)	(94.7%)	(94.7%)	(95.0%)	(95.0%)	(95.0%)
中核市	26か所	26か所	25か所	23か所	24か所	24か所
	(63.4%)	(65.0%)	(61.0%)	(56.1%)	(57.1%)	(55.8%)
一般市・町村	956か所	941か所	928か所	926か所	908か所	910か所
	(55.5%)	(55.5%)	(55.0%)	(55.5%)	(54.0%)	(54.2%)
合計	999か所	985か所	971か所	968か所	951か所	953か所
	(55.5%)	(56.1%)	(55.6%)	(55.4%)	(54.6%)	(54.7%)

#### 〇 実績

	平成21年度		度	平成22年度			平成23年度		平成24年度		平成25年度			平成26年度				
区分	母子 家庭 · 寡婦	父子 家庭	合計	母子 家庭 • 寡婦	父子 家庭	合計	母子 家庭 · 寡婦	父子 家庭	合計									
実件数	4,523	297	4,820	5,143	465	5,608	4,511	316	4,827	4,102	353	4,455	4,195	413	4,608	3,680	470	4,150
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
延べ件数	42,004	10,077	52,081	34,315	7,495	41,810	37,141	7,832	44,973	43,603	8,247	51,850	45,404	8,198	53,602	36,899	7,264	44,163
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件

# 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施している。

#### (1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成15年度	平成21年度 平成22年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施か所数	355か所	610か所	614か所	651か所	671か所	678か所	720か所

- ※ 母子家庭以外の利用者も利用可能
- ※ 平成26年度交付決定ベース

#### (2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成15年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施か所数	107か所	327か所	329か所	354か所	358か所	364か所	374か所

- ※ 母子家庭以外の利用者も利用可能
- ※ 平成26年度交付決定ベース

# ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えており、また、ひとり 親家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。このことか ら、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、地方公共団体が、ひとり親家 庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭等生活向上事業を実施している。

#### (1)ひとり親家庭等相談支援事業

ひとり親家庭等は、平日や日中に就業や子育てを抱えており、また健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難な状況にあり、こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくない。こうしたひとり親家庭が直面する課題に対応するため相談支援を実施する。

#### (2)生活支援講習会等事業

ひとり親家庭等が、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などに十分に行き届かない面があることを補う ため、生活支援に関する講習会を開催する。

#### (3)児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあり、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭の児童が気軽に相談 することのできる児童訪問援助員(ホームフレンド)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの生活面の支援を行う。

#### (4)学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学の意欲が低下したり、充分な教育が受けられず、児童の将来に不利益な影響を与えかねない。

このため、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童の家庭に派遣する。

#### (5)ひとり親家庭情報交換事業

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安 定な状況にある。このことから、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設ける。

# ひとり親家庭等生活向上事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市•町村	合計
平成21年度	11か所	16か所	755か所	783か所
	(61.1%)	(39.0%)	(43.2%)	(43.3%)
平成22年度	13か所	15か所	770か所	798か所
	(68.4%)	(37.5%)	(45.4%)	(45.4%)
平成23年度	13か所	14か所	765か所	792か所
	(68.4%)	(34.1%)	(45.3%)	(45.3%)
平成24年度	15か所	11か所	787か所	813か所
	(75.0%)	(26.8%)	(47.2%)	(46.5%)
平成25年度	16か所	14か所	789か所	819か所
	(80.0%)	(33.3%)	(47.0%)	(47.0%)
平成26年度	19か所	15か所	784か所	818か所
	(95.0%)	(34.9%)	(46.7%)	(47.0%)

# ひとり親家庭等生活向上事業の実績

	平	成21年度	Ę	平	成22年原	度	平	成23年原	隻	<b></b>	成24年	度	4	成25年	度	平	成26年	芰
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
ひとり親家庭 等相談支援 事業	ı	-	ı	9,056件	136件	9,192件	11,548件	142件	11,690 件	11,718件	159件	11,877件	15,956件	213件	16,169件	18,875件	640件	19,515件
健康支援 事業	595件	0件	595件	-	-	-	-	-	-	_	-	_	-	-	_	_	-	_
土日·夜間 電話相談事 業	3,532件	25件	3,557件	_	_	-	_	-	-	_	-	_	_	-	_	_	-	-
生活支援講 習会等事業	13,020件	64件	13,084件	14, 758件	94件	14,852件	19,278件	61件	19,339 件	17,271件	62件	17,333件	14,372件	85件	14,457件	13,437件	82件	13,519件
児童訪問援 助事業	981件	95件	1,076件	867件	87件	954件	821件	79件	900件	676件	96件	772件	1,058件	143件	1,201件	1,016件	1006 件	2,022件
学習支援ボラ ンティア事業	-	-	ı	-	-	-	_	-	-	638件	0件	638件	11,912件	545件	12,457件	32,730件	903件	33,633件
ひとり親家庭 情報交換事 業	503回 441回		495回		435回		430回			346□								

平成22年度より健康支援事業、土日・夜間電話相談事業をひとり親家庭等相談支援事業に組み替え

平成24年度より学習支援ボランティア事業を実施

各実績は延べ件数を記載

# 母子世帯等の住居の状況

#### 母子世帯等の住居の状況

	総数	持ち家		借家等		同居	その他
	心奴	付り承	公営住宅	公社·公団住宅	借家	问店	て 071世
母子世帯	1,648	491	299	42	537	181	98
	(100.0%)	(29.8%)	(18.1%)	(2.5%)	(32.6%)	(11.0%)	(5.9%)
父子世帯	561	375	27	7	85	44	23
	(100.0%)	(66.8%)	(4.8%)	(1.2%)	(15.2%)	(7.8%)	(4.1%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成23年度)

※全国母子世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は集計客体における該当世帯数。

#### (参考)普通世帯の住居の状況

(単位:千世帯)

普通世帯	主世帯 (a)				 総数		同居世帯	住宅以 外の建 物に居
(a+b+c)	1)	持ち家	公営住宅	都市再生機構・ 公社の借家	民営借家	給与住宅	(b)	住 (c)
52, 298. 1 (100. 0%)	52,102.2 (99.6%)	32,165.8 (61.7%)	1,958.6 (3.8%)	855.5 (1.6%)	14,582.5 (28.0%)	1,122.3 (2.2%)	177.6 (0.3%)	18.3 (0.1%)

普通世帯:住居と生計をともにしている家族などの世帯。

主世帯:1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯を「主世帯」とし、 他の世帯を「同居世帯」とした。

1)住宅の所有の関係「不詳」を含む。

出典:総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成25年)より家庭福祉課作成

### 住居の安定確保

住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、居住の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。このため以下の措置を実施している。

#### (1)公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを 目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の 中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入 居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

#### (2)都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理するUR賃貸住宅においては、子育て世帯(子育て世帯(現に同居する満20歳未満の子(「子」には孫、甥、姪等の親族を含む)を扶養している方又は妊娠している方を含む世帯)等に対し、新規募集(抽選)における倍率優遇、近居割(子育て世帯等と、これを支援する直系血族等又は現に扶養義務を負っている3親等内の親族を含む世帯が、機構が指定するUR賃貸住宅又はエリアにおいて近居する場合に、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を5年間5%割引)等の措置を行うとともに、国の地域優良賃貸住宅制度を活用して、一定の要件を満たす子育て世帯に対して、家賃を最大6年間20%(上限2.5万円)減額する措置を行う住宅を供給している。

#### (3)民間賃貸住宅

国においては、地方公共団体等が連携して居住支援協議会を組織し、子育て世帯等の民間賃貸住宅への入居の円滑化のために行う取組みを支援している。

また、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である等の場合であっても、複数の民間事業者によって家賃債務保証が実施されているほか、子育て世帯等の入居を敬遠しない賃貸住宅について、財団法人高齢者住宅財団において家賃債務保証が実施されているところである。

#### (4)雇用促進住宅の活用

雇用促進住宅については、母子家庭等が、就職若しくは就職が内定している又はハローワークにおいて求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象者としている。

# 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、当該母子を入所させて、必要な生活指導を行い、社会的に自立させることを目的とする施設である。

#### 施設数及び入所世帯数

	平成15年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設数	287施設	278施設	272施設	269施設	269施設	256施設	250施設
入所世帯数	4,366世帯	4,028世帯	4,002世帯	3,850世帯	4,218世帯	3,861世帯	3,975世帯

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」(各年度末)

#### 母子生活支援施設の入所理由別入所状況

(単位:世帯)

入所理由	総数	夫等の暴力	住宅事情	経済的理由	入所前の家庭内 環境の不適切	母親の心身の不 安定	その他
平成15年度	2,552	1,106	511	539	210	82	104
	(100.0%)	(43.3%)	(20.0%)	(21.1%)	(8.2%)	(3.2%)	(4.1%)
平成20年度	2,144	1,095	431	357	161	66	34
	(100.0%)	(51.0%)	(20.1%)	(16.7%)	(7.5%)	(3.1%)	(1.6%)
平成21年度	2,269	1,227	411	363	159	66	43
	(100.0%)	(54.1%)	(18.1%)	(16.0%)	(7.0%)	(2.9%)	(1.9%)
平成22年度	2,353	1,263	454	347	159	79	51
	(100.0%)	(53.7%)	(19.3%)	(14.7%)	(6.8%)	(3.4%)	(2.1%)
平成23年度	2,589	1,452	454	373	182	55	73
	(100.0%)	(56.1%)	(17.5%)	(14.4%)	(7.0%)	(2.1%)	(2.8%)
平成24年度	2,526	1,390	463	291	229	96	57
	(100.0%)	(55.0%)	(18.3%)	(11.5%)	(9.1%)	(3.8%)	(2.3%)
平成25年度	2,652	1,442	463	358	219	77	93
	(100.0%)	(54.4%)	(17.5%)	(13.5%)	(8.3%)	(2.9%)	(3.5%)

# 7. 養育費の確保策

# 養育費相談支援センター事業

#### 目指すべき方向

- ○養育費の取決め率の増
- ○養育費の受給率の増

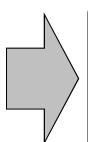
(母子家庭) (父子家庭)

養育費取決め率: 約38% 約18% 養育費受給率: 約20% 約 4%

(平成23年度全国母子世帯等調査)



- ○ひとり親家庭の生活の安定
- ○ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長



#### 養育費相談支援センター設置の趣旨

- ○夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速 な養育費の取り決めや確保をサポートする相 談機関の確保を図る。



≪養育費の相談支援の仕組み≫



—」実施 • 委託<sup>l</sup>

#### 養育費相談支援センター (委託先:(社)家庭問題情報センター)

- ○養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供→ホームページへの掲載、パンフレットの作成
- 〇地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成 のための研修会の実施
- ○母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援 (困難事例への支援)
- ○母子家庭等に対する電話・メールによる相談

# 研修サポート

・ ・ 困難事例 の相談

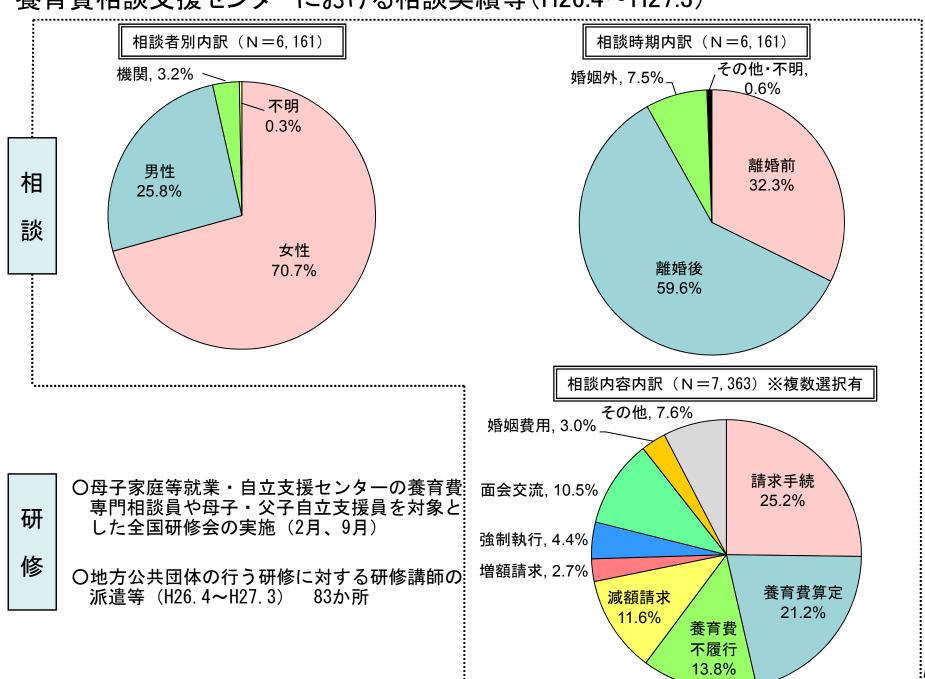
#### 母子家庭等就業・自立支援センター

- 〇リーフレット等による情報提供
- ○養育費の取り決めや支払いの履行・強制執 行に関する相談・調整等の支援
- ○母子家庭等への講習会の開催

養育費相談支援センター 電話相談:0120-965-419(携帯電話、PHS以外)、03-3980-4108

「相談時間:平日(水曜日を除く) 10:00~20:00 水曜日12:00~22:00 土・祝日 10:00~18:00]

# 養育費相談支援センターにおける相談実績等(H26.4~H27.3)



# 面会交流支援事業

#### 【事業内容】

- 平成23年6月に公布された民法改正法で協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、継続的な面会交流の支援を行う。
- 具体的には、面会交流の取り決めがあり父母間で合意がある原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある者を 対象に、面会交流の支援を行うための活動費の補助を行う。
- ※母子家庭等対策総合支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中のメニューとして平成24年度より実施

【沿革】平成24年度創設

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

【27年度予算額】母子家庭等対策総合支援事業(74億円)の内数



#### 事業実施主体:

都道府県・指定都市・中核市

(母子家庭等就業・自立支援センター)

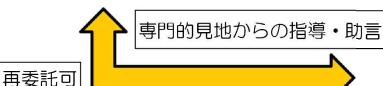
※母子・父子福祉団体、NPO法人等に委託可

#### 円滑な面会交流に向けた支援

取り決めのある面会交流の日程調整、場所の斡旋、アドバイスなど









# 8. 自立を促進するための経済的支援

## 児童扶養手当制度の概要

#### 1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。(平成22年8月より父子家庭も対象)

#### 2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者(祖父母等)。

#### 3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等 は支給されない。平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。(支払いは平 成27年4月)

#### 4. 手当月額(平成27年4月~)

- ・児童 1 人の場合 全部支給: 42,000円 一部支給: 41,990円から9,910円まで
- ・児童2人以上の加算額 [2人目]5,000円 [3人目以降1人につき]3,000円
- ※ 「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)により、手当額に係る特例水準の解消(1.7%)を図る。(平成25年10月0.7%、平成26年4月0.7%、平成27年4月0.3%)

#### 5. 所得制限限度額(収入ベース)

·本 人 : 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円

·扶養義務者(6人世帯): 610.0万円

#### 6. 受給状況

・平成27年3月末現在の受給者数 1,058,231人(母:989,534人、父:63,678人、養育者:5,019人)

7. 予算額(国庫負担分) [27年度予算] 1. 7 1 7. 9 億円

#### 8. 手当の支給主体及び費用負担

支給主体:都道府県、市及び福祉事務所設置町村

·費用負担:国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

# 児童扶養手当受給者数の推移

〇平成26年度末受給者数

(単位:人)

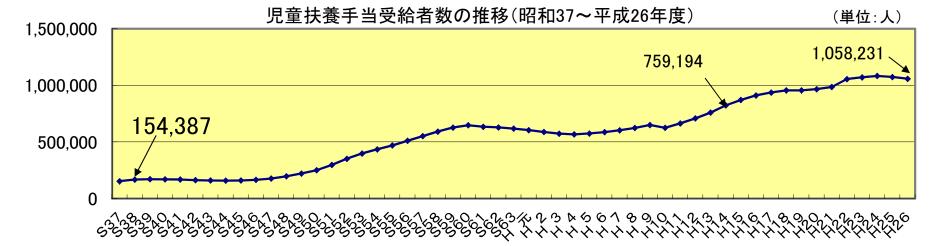
	6/2 Mr	生別	世帯	死別	未婚	父又は母が	父又は母によ	父又は母が
	総数	離婚	その他	世帯	世帯	障害者世帯	る 遺棄世帯	DV保護命令 を受けた世帯
母子世帯	961,909	848,224	942	7,315	96,938	5,184	2,490	816
以 一	(100.0%)	(88.2%)	(0.1%)	(0.8%)	(10.1%)	(0.5%)	(0.3%)	(0.1%)
父子世帯	63,269	54,988	36	5,808	640	1,611	186	_
人子也带 	(100.0%)	(86.9%)	(0.1%)	(9.2%)	(1.0%)	(2.5%)	(0.3%)	(0.0%)
その他の世帯 ※	33,053							
計	1,058,231							

※その他世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯 る世帯

〇近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成13年度末は759,194人、 平成26年度末は1,058,231人となっている。

(平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大)

○平成26年度末において、全部支給者は586,652人(55.4%)、一部支給者は471,579人(44.6%)である。



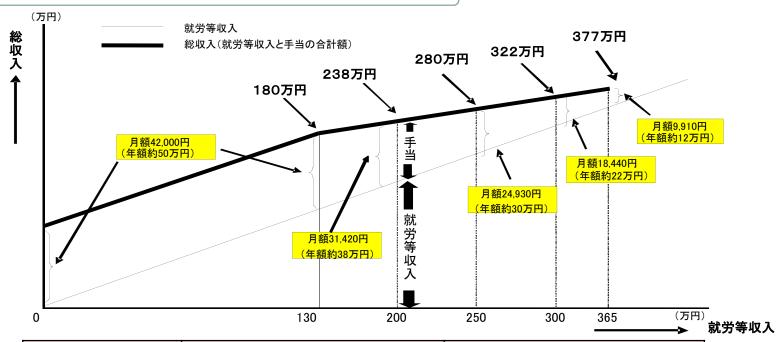
# 児童扶養手当受給者の状況

Г																(各)	末現在	(単位:人)
									世帯	類型	別							
	受給者			母	子	世 帯						父	子 世	世帯				その他
		総数・	生別母子	P世帯	死 別	未婚の	障害者	遺 棄	DΥ	総数	生別父子	·世帯	死 別	未婚の	障害者	遺 棄	D V	の世帯
		心 奴	離婚	その他	母子世帯	母子世帯	世帯	世帯	世帯		離婚	その他	父子世帯	父子世帯	世帯	世帯	世帯	
平成25年 4月	1,083,313	986,596	876,746	1,191	7,833	92,501	4,777	3,081	467	64,845	56,497	49	6,067	596	1,407	229	_	31,872
5月	1,090,737	993,282	882,843	1,148	7,890	92,964	4,816	3,108	513	65,410	57,009	38	6,118	592	1,423	230	_	32,045
6月	1,097,931	999,679	888,602	1,158	7,948	93,438	4,890	3,119	524	65,973	57,485	40	6,179	596	1,440	233	_	32,279
7月	1,105,508	1,006,367	894,686	1,156	8,010	93,877	4,968	3,117	553	66,702	58,086	42	6,266	604	1,468	236	_	32,439
8月	1,110,122	1,010,591	898,445	1,147	8,077	94,267	4,979	3,100	576	67,034	58,364	41	6,307	606	1,476	240	_	32,497
9月	1,112,073	1,012,470	900,059	1,155	8,130	94,422	5,013	3,085	606	67,033	58,347	44	6,318	601	1,486	237	_	32,570
10月	1,114,212	1,014,438	901,694	1,132	8,163	94,752	5,039	3,046	612	66,881	58,197	45	6,296	606	1,502	235	-	32,893
11月	1,119,741	1,019,448	906,104	1,128	8,229	95,227	5,094	3,025	641	67,111	58,400	43	6,306	611	1,516	235	_	33,182
12月	1,123,657	1,022,869	909,386	1,113	8,256	95,311	5,122	3,022	659	67,406	58,641	42	6,339	615	1,531	238	-	33,382
平成26年 1月	1,128,194	1,026,829	913,069	1,108	8,288	95,504	5,178	3,013	669	67,791	58,970	41	6,375	620	1,547	238	-	33,574
2月	1,133,909	1,031,857	917,631	1,068	8,369	95,866	5,232	3,007	684	68,248	59,326	45	6,441	630	1,567	239	_	33,804
3月	1,073,790	976,929	864,912	1,033	7,669	94,838	4,992	2,788	697	64,585	56,115	43	6,054	611	1,548	214	_	32,276
4月	1,073,877	976,992	864,548	1,033	7,623	95,310	4,994	2,779	705	64,679	56,183	51	6,065	606	1,562	212	_	32,206
5月	1,080,813	983,289	870,323	1,065	7,658	95,688	5,026	2,808	721	65,211	56,669	54	6,094	606	1,572	216	_	32,313
6月	1,088,177	989,876	876,330	1,067	7,723	96,082	5,087	2,824	763	65,737	57,162	43	6,129	611	1,577	215	_	32,564
7月	1,095,124	996,065	881,874	1,054	7,768	96,652	5,125	2,824	768	66,348	57,709	39	6,173	619	1,597	211	_	32,711
8月	1,099,137	999,912	885,308	1,038	7,799	97,042	5,149	2,800	776	66,445	57,822	40	6,137	629	1,603	214	_	32,780
9月	1,100,539	1,001,313	886,679	1,034	7,828	97,086	5,140	2,754	792	66,294	57,723	41	6,090	632	1,595	213	-	32,932
10月	1,101,804	1,002,375	887,731	1,013	7,873	97050	5,186	2,721	801	66,059	57,548	44	6,037	629	1,598	203	_	33,370
11月	1,107,228	1,007,353	892,148	1,022	7,910	97,531	5,227	2,701	814	66,206	57,697	35	6,024	642	1,607	201	_	33,669
12月	1,110,175	1,010,110	894,931	997	7,910	97,509	5,275	2,682	806	66,274	57,745	34	6,038	640	1,620	197	_	33,791
平成27年 1月	1,114,262	1,013,346	897,795	995	7,980	97,763	5,304	2,694	815	66,805	58,227	35	6,083	643	1,620	197	_	34,111
2月	1,120,260	1,018,596	902,583	991	8,049	98,110	5,348	2,688	827	67,290	58,615	36	6,167	642	1,632	198	_	34,374
3月	1,058,231	961,909	848,224	942	7,315	96,938	5,184	2,490	816	63,269	54,988	36	5,808	640	1,611	186	_	33,053

# 児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得(収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出)と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

#### ○平成27年4月 手当額の例 (手当受給者と子1人の家庭の場合)



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円 (92 万円)	192万円 (311.4万円)
1人	57万円(130 万円)	230万円 (365 万円)
2人	95万円(171.7万円)	268万円 (412.5万円)
3人	133万円(227.1万円)	306万円(460 万円)
4人	171万円(281.4万円)	344万円(507.5万円)
5人	209万円(335.7万円)	382万円(555 万円)

# 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

#### 目的

- ○母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的 としている。
- 〇母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

#### 対象者

- ① 母子福祉資金
  - ・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金(平成26年10月1日より)
  - ・配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる父子家庭の父)・母子・父子福祉団体 等
- ③ 寡婦福祉資金
  - ・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

#### 貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住 宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

#### 貸付条件等

- ・利 子:貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.5%
- ・償還方法:貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年~20年

#### 実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国:2/3 都道府県、指定都市、中核市:1/3)

#### 貸付実績(平成26年度)

- ·母子福祉貸付金 193億7727万円(37, 899件) ·父子福祉貸付金 1億2164万円( 344件)
- ・寡婦福祉貸付金 5億7200万円( 929件) ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

#### 予算額

[27年度予算]44. 1億円

# 母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成27年4月1日現在)

					T	T	
資金 種類	貸付対	対象等	貸付限度額	貸付 期間	据置 期間	償還 期限	利率
事業開始資金	<ul><li>・母子家庭の母</li><li>・父子家庭の父</li><li>・母子・父子福祉 団体</li><li>・寡婦</li></ul>	事業(例えば洋裁、 軽飲食、文具販売、 菓子小売業等、母 子・父子福祉団体 については政を開始 するのに必要な弱 備、什器、機械等 の購入資金	2, 830, 000円 団体 4, 260, 000円		1 年	7年 以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
事業継続資金	<ul><li>・母子家庭の母</li><li>・父子家庭の父</li><li>・母子・父子福祉 団体</li><li>・寡婦</li></ul>	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1, 420, 000円 団体 1, 420, 000円		6ケ月	7年 以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
修学資金	<ul> <li>・母子家庭の母が 扶養する児童</li> <li>・父子家庭の父が 扶養する児童</li> <li>・父母のない児童</li> <li>・寡婦が扶養する子</li> </ul>	高等学校、大学、高等専門学校に専門学校にのできませるためのででは、書籍のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示、 ( )内の数値は、一般分限度額 高校、専修学校(高等課程) 月額(35,000円)52,500円 高等専門学校 月額[1~3年](35,000円)52,500円 [4~5年](60,000円)90,000円 短期大学、専修学校(専門課程) 月額(60,000円)90,000円 大学 月額(64,000円)96,000円 大学 月額(32,000円)48,000円 専修学校(一般課程) 月額(32,000円)48,000円 (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就 学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月 31日が終了したことにより児童扶養手当等の給 付を受けることができなくなった場合、上記の額に 児童扶養手当の額を加算した額。	就期中学間	当学卒後月 該校業ケ	20以 専学(課 5内年) 修校般)以	無利子 ※親に貸付ける場合、児童を連帯のようでは不要) ※は不要) ※児童に貸付ける場合、児童に貸付ける場合、規合、親子のようでは、親子のようでは、ままする。

資金 種類	貸付	対象等	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還 期限	利率
技能習得資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	自ら事業を開始 し又は会社等に 就職するために 必要な知識技能 を習得するため に必要問介護員 (ホーム・パソコン、 栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 (12月相当) 運転免許 460,000円	知 報 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%
修業資金	<ul><li>・母子家庭の母が 扶養する児童</li><li>・父子家庭の父が 扶養する児童</li><li>・父母のない児童</li><li>・寡婦が扶養する子</li></ul>	事業を開始し又 は就職するため に必要な知識 技能を習得す るために必要な 資金	月額 68,000円 特別 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した ことにより児童扶養手当等の給付を受けることが できなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の 額を加算した額	知習得中 る期間で 5年をこえ ない範囲 内	知識技能習得後1年	6年以内	※修学資金と 同様
就職支度資金	・母子家庭の母又 は児童 ・父子家庭の父又 は児童 ・父母のない児童 ・寡婦	就職するために 直接必要な被 服、履物等及び 通勤用自動車 等を購入する資 金	一般 100,000円特別 320,000円		1 年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5% ※児童に係る 貸付けの場合 修学資金と同じ
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・張婦	医療又は介護 (当該医療又は 介護を受ける期間が1年以内の 場合に限る)を 受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円		6ケ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%

資金 種類	貸付交	<b>才象等</b>	貸付	<b>限度額</b>	貸付 期間	据置 期間	償還 期限	利率
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識いるでは、   知識いるでは、   はいるは、   では、   ないでは、   ないではいでは、   ないではいいでは、   ないではいいでは、   ないではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいでは	【技能】 月 (注)生活安定期間の貸付は 子となった事由の生じたとき 間中、月額103,000円、合 また、生活安定期間中の	から7年を経過するまでの期 計240万円を限度とする。 養育費の取得のための裁判 000円(一般分の12月相当) できる。	・を期以・介て中・日か内 報習間内 療ぎる年 地で 単の とび はい 1 職のら 1 を はいた 日 以 た 日 以 た 日 以	知習医く終は定貸く中期後識得療は了生期付はの間6技後若間若失貸満ケ能、し護又安のし業付了月	(技年) 20年 (大年) (大年) (大年) (大年) (大年) (大年) (大年) (大年	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を建設し、 購入し、補修し、 保全し、改築し、 又は増築するの に必要な資金	特別	1, 500, 000円 J 2, 000, 000円		6ケ月	6年以内 特別 7年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転する ため住宅の貸 借に際し必要な 資金		260, 000円		6ケ月	3年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%
就学支度資金	<ul><li>・母子家庭の母が 扶養する児童</li><li>・父子家庭の父が 扶養する児童</li><li>・父母のない児童</li><li>・寡婦が扶養する子</li></ul>	就学、修業する ために必要な被 服等の購入に 必要な資金	小学校 中学校 国公立高校等 修業施設 私立高校等 国公立大学·短大等 私立大学·短大等	40,600円 47,400円 160,000円 100,000円 420,000円 380,000円 590,000円		6ケ月	就学 20年以 内 修業 5年以内	※修学資金と 同様
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母子家庭の母又 は父子家庭の父 が扶養する児童及 び寡婦が扶養する 20歳以上の子の 婚姻に際し必要な 資金		300, 000円		6ケ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%

# 9. 各自治体における取組状況

								ŧ	母子》	家庭の母等の	自立支援関係	係事業の実施	状况等(平成	26年度実績	Į)			
#道府県 自立支援 日子・ 総合 日子 給付金事業 父子 ひとり ひとり ないし 支援事業													1	市等	1	1	1	1
			母子	給付	Σ支援 金事業	母子父子	ひとり		的な		就業・自立	支援事業	自立支援統	哈付金事業 -				
		自立 促進 計画	等就 業·自 立支	自立援教訓練	高等	自立 支援 プログラ	親家	5親庭生向事5家等活上業	めの 相談 窓口	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等 事業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業		ひとり親家庭 等生活向上事 業	
												北見市、帯広市						
	1北海道	©	0	0	0	0				夕張市、千歳市石狩市、稚内市帯広市、釧路市(8/35)			千北市美赤砂小苫市斗名市見帯根。 、	千北市芦滝深室市達士富市走動市島見、市別川川蘭、市別良、市路市市市市市の北、市野見帯で、市野見帯で、市野見帯で、市・市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	深川市、名寄市 網走市、滝川市 (左記以外の市 在住者分は道 の事実施) (35/35)	千歳広、市、市、東京市、市、東京市、市、市市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、		
北海道・東北ブロック	2青森県	0	0	0	0	0	0	0		青森市、五所川 原市(2/10)	青森市(1/1) 	(0/9)	八戸市、五所川 原市、十和田市 三沢市、むつ市	八戸市、黒石市 五所川原市、三			の市等在住者 分は県の事業 対象に含め実	
ヅ   ク 	3岩手県	0	0	0	0	0	0			盛岡市、大船渡 市、釜石市 (3/14)			大船渡市、花巻市、北上市、久 慈市、遠野市、 一関市、陸前高 田市、釜石市、	大船渡市、花冬市、北上市、久慈市、一関市、高田市、金市、二下東市、釜石市、二下東州市、釜水市、滝沢市	の事業対象に 含め実施) (14/14)		(0/33)	
	4宮城県	0	0	0	0	0		0		仙台市、気仙沼 市(2/13) は実施する		(0/12)	仙台市、石巻市 塩竈市、気仙沼 市、名取市、角 田市、多賀城市 岩沼市、登登米市 栗原市、大崎市 (11/13)	仙台市、石巻市 塩竈市、気仙沼 市、白石市、名 取市、角田市、 多賀城市、岩沼			仙台市(県内 の市等在住者 分は県の事業 対象に含め実 施)(35/35)	64

Г							府県								市等				
				母子	自立給付:	五支援 金事業 -	母子:	ひとり	<b>-</b> ,	総合的な		就業・自立	<b>工支援事業</b>	自立支援統	給付金事業				
			自立 促進 計画	家等業立援ン事庭就・支セタ業	日支教訓給金工援育練付事	高職訓促給 給付	ロ支プグム定立援ロラ策等	税庭 日生され	親庭生向事家等活上業	のめ相窓の化業たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	日立又抜争未	給付金事業	度等概求訓練 促進給付金等 事業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支 援のための相 談窓口の強化 事業
		5秋田県	0	0	0	0					秋田市、にかほ 市、大館市 (3/13)		大仙市、北秋田市、にかほ市 (3/12)	秋田市、能代市 大館市、由利本 荘市、潟上市、 大仙市、温化北市 北秋田市、にか ほ市、湯沢市 (10/13)	大館市、由利本 荘市、潟上市、 大仙市、北秋田 市、にかほ市、		大館市、潟上市 大仙市、仙北市 にかほ市(5/25)		
は海道・東はこの	と母値でとブログ	6山形県	0	0	0	0	0	0	0		尾花沢市(1/13)	_	(0/13)	鶴岡市、酒田市 寒河江市、村山 市、長井市、天 童市、東根市、 尾花沢市、南陽	山形市、米沢市鶴岡市、酒田市 新庄市、村山市 長井市、天童市 東根市、尾花沢市、南陽市 (11/13)		に含め実施) (35/35)	鶴岡市、村山市 (県内の市等在 住者分を県の 事業対象に含 め実施)(35/35)	
\(\frac{1}{2}\)		7福島県	0	0	0	0	0				郡山市、いわき 市(2/13)	郡山市(いわき 市在住者分は 県の事業対象 に含め実施) (2/2)	(0/11)	市福島市、会津 若松市、白河市 須賀川市、喜多 方市、相馬市、	市福島市、会津 若松市、白河市 須賀川市、喜 方市、相馬市、 二本松市、田村 市、伊達市、本	(13/13)	(0/59)	(0/59)	
月耳こに、グ	Į j	8茨城県	0	0	0	0	0	0	0		日立市、鹿嶋市 稲敷市(3/32)	_	(0/32)	に含め実施) (32/32)	水土結市陸市笠つち市陸市東桜市栖戸浦城、常出北市ばか潮宮筑、市川、市市市市、総市茨、市市市市市総市茨、市市市市、総市茨、市市市市、総市茨、市市市・東市西稲、市、城取ひ、市、市・大ク・32)で、1000円で、100	(32/32)	(県の事業対象 に含め実施) (44/44)	(県の事業対象 に含め実施) (44/44)	
																			65

						都道	府県								市等				
					自立給付金	☑支援 金事業				総合		就業・自立	互援事業	自立支援統	給付金事業				
			自立進計画	家庭	1	1	バトユ	71 6	ひ親庭生向事とり家等活上業	的支のめ相窓な援たの談口	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業• 自立支援事業		高等職業訓練 促進給付金等 事業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支 援のための相 談窓口の強化 事業
	Ş	栃木県	0	0	0	0	0	0			宇都宮市、足利市、佐野市、佐野市、鹿沼市、日光市、 沢山市、大田原市、矢板市、矢板市、矢板市、舎でのでは、 では、10/14)			市、栃木市、佐 野市、市、北京市、 田光市、大田東岡市、大田原 市、矢板市、那 須塩原市、さく	宇都宮市、足利 市、栃木市、鹿 沼市、日光市、 八小山原市、矢板 市、那須塩原市 さくら市、下野市 とくられて、 (13/14)	市、栃木市、佐 野市、鹿沼市、 日光市、小山市 真岡市、大田原 市、矢板市、那 須塩原市、さく	宮市以外の市 等在住者分は 県の事業対象 に含め実施)	宇都宮市(1/25)	
	10	群馬県	0	0	0	0	0					前橋市、高崎市 (2/2)		桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、 渋川市、藤岡市、安中市 高岡市、安中市 みどり市 (12/12)	(12/12)	桐生市、伊勢崎市、藤岡市(左記以外の市在住者については県の事業対象に含め実施)		(0/35)	
関東ブロック	11	埼玉県	0	0	0	0	0		0	<b>©</b>	さ越川秩加東部羽深草蕨入志新久八市田幸市川市(3)い市口父須松市生谷加市間木座喜潮、市手、市、白、白水、市市市山、市市市、市市市市市市市、、郷坂、高ふ岡)市、谷行所本、山鴻上越田朝和桶北富市一鶴市じ市、市田沢庄春市巣尾谷市霞光川本土、市ケ、み川、市市市日、市市市、市市市市見蓮、島吉野川、市市市日、市市市、市市市市見蓮、島吉野	越市(2/2)		越川秩飯本市狭鴻上越戸朝和桶北富市戸鶴市じま市口父能庄、山巣尾谷田霞光川本士、市ケ、み、市市市市市春市市市市市市市市市見蓮、島吉野熊、、、、、日、、、、、、、、、市田幸市川市谷行所加東部羽深草蕨入志新久八、市手、市、市市田沢須松市生谷加市間木座喜潮三、市日、白市田沢須松市生谷加市間木座喜潮三、市日、白京、市市市山、市市市、市市市市和坂、高ふ岡	戶田市、入間市朝霞市、志木市和光市、新座市、新座市 和光市、久喜市 福川市、久喜市 北本市、八潮市 3富士見市、三郷市、蓮田市、坂	越所越新に、市、市、市、市、市、市、下市、下部の市で、下ででは、市ででは、市ででは、市ででは、市ででは、市ででは、市ででは、中ででは、中	越市、所沢市、 戸田市、北本市 (5/63)	越市(左記以外	川越市(1/40)

						都道	府県								市等				
						_支援 金事業				総合		就業・自立	支援事業	自立支援約	合付金事業				
			自立促進計画	母家等業立援ン事子庭就・支セタ業	金事	高職訓促 等業練進	自支プグム	世 日常 生活 支援	ひ親庭生向事とり家等活上業	的な 支援 のた	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業· 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等 事業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業		ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支 援のための相 談窓口の強化 事業
関東ブロック	1:	2千葉県	0	0		<b>©</b>	0				千葉市、松戸市、 松戸市、松戸市、 野田市(5/37)	千葉市、船橋市柏市(3/3)	(2/34)	千柏館市田成東習市千市ケ浦市印富市武市(32/37)東市、市田金志、代、谷安、西里、市、市松、市市野流市県市市神市市市、市、戸茂、、市山、川、大大、、取大街、川、市市・八川、大大、、取大街、市原佐旭、市、孫、津街市井房、白橋市、東、市、原八子鎌市道、市総山里、市、原八子鎌市道、市総山里	柏館市田佐旭市八子鎌市ケ市井香い市山、市倉市原千市ケ、浦、市取す市、戸成、市、市代、谷浦市印、市み市、戸成、市、市代、谷浦市印、市の東。、市、市の市里山、市、市金野山我市君、街、市武大市金野山我市君、街、市武大市金野山我市君、街、市武大、津野、市市市孫、津袖道白、市網	柏市、市川市、松戸市、野田市、銀八市、港公田市、銀孫子市、浦安市(9/37)	佐倉市、八千代 市、鎌ケ谷市、	野田市(3/54)	松戸市(1/37)

						都道	前県								市等				
						Z支援 金事業						就業・自立	支援事業	自立支援領	給付金事業				
			自立 促進 計画	母家等業立援ン事子庭就・支セタ業	金爭	高職訓促給金事等業練進付等業	自支プグム定立援ロラ策等	庭等	ひ親庭生向事とり家等活上業	のた めの	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業• 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等 事業		ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支 援のための相 談窓口の強化 事業
関東ブロック	1	3東京都		©	©	<ul><li>©</li></ul>	<ul><li>•</li></ul>		0		中世区戸市中日市村 中世区戸市中日市村 中世区戸市中日市村 (14/49)		(1/49)	区区東江目世区並北板足江子武市中調小市村市生東市武摩羽、、区東黒田、区区橋立戸市蔵、市布金、山、市大、蔵市村港文、区区谷中、、区区川、野青、市井日市国、和東村、市区京墨、、区野豊荒、、区立市梅昭、市野、立狛市九山稲、、区田品大、区島川練葛、川、市島町、、カ、市清米、市あ新、区川田渋、区区馬飾八市三、市田小、分、市清米、市あ舎宿台、区区谷杉、、区区王、鷹府、市平東寺福、瀬市多、る宿台、区区谷杉、、区区王、鷹府、市平東寺福、瀬市多、る	千区区東江目世区並北板足江子武市中調小市村市生東市武摩羽野(4)代、、区東黒田、区区橋立戸市蔵、市布金、山、市大、蔵市村市村市と東市武摩羽野豊荒、、区区川、野青、市井日市国、和東村、市、190回日、大、区島川練葛、川、市島町、市国市江、留市城あ東中新、区川田渋、区区馬飾八市三、市田小、分、市清米、市き京中、区区谷杉、、区区王、鷹府、市平東寺福、瀬市多、る市東省、区区谷杉、、区区王、鷹府、市平東寺福、瀬市多、る市	文墨品区並北板足八市梅昭町市野福東市稲西(3)京田川、区区橋立王、市島田、市生大、城東河区区区渋、、区区子三、市市小、市和武市京第日、区区子三、市市小、市和武市京第一、京区区于广东市、、平国、市蔵、市会江世区島師立、市市金、寺江清山村和東東田、区区馬飾立、市布金、寺江清山村、区区馬飾立、市布土日市市瀬市市	区区東豊大区並橋江子武市中調小市村市、港文、区島田、区区戸市蔵、市布金、山、区京墨、、区区中、、川、野青、市井日市国区、野北線区立市梅昭、市野、立新、区黒田は、、区八市三、市田小、市島市、区谷杉板、王、鷹府、市平東寺福	世田谷区、豊島区、・豊原 区、・東国立 (町村の本) (町村の本) (町村の本) (では、東国立者が、 (では、東京では、東京では、 (では、 (では、 )	

						都道	府県								市等				
						支援 金事業						就業・自立	支援事業	自立支援約	给付金事業				
			自立 促進 計画	母家等業立援ンタ事子庭就・支セー業	自支教訓給金立援育練付事		母父自支プグム定子子立援ロラ策等	ひ親庭日生支事とり家等常活援業	ひ親庭生向事とり	のt-	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業• 自立支援事業		高等職業訓練 促進給付金等 事業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひこり祝豕姓寺	ひとり親家庭へ の総合的な支援 のための相談窓 口の強化事業
関東ブロック	14	神奈川県	0	0	©	©	©	©				横浜市、川崎市、 相模原市、横須 賀市(4/4)		市横塚藤原市三市大原市、相賀の藤原市、浦澤市、北京市、湖市、海市、東市、東市、東市、海間原、市、東市田崎、野、勢名、東京、野、勢名、	市横塚藤原市秦市伊塚原、北瀬東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東		相模原市、平塚 市、鎌倉市、平藤 市、市、崎野市、原市、原市、東 ・京、東、伊市、東 ・京、東、伊市、原子 ・京、東京、原市 ・京、東京 ・京 ・京、東京 ・京 ・京 ・京 ・京 ・京 ・京 ・京 ・京 ・京 ・京 ・京 ・京 ・京	相模原市、横須	
中部ブロック	15	新潟県	0	0	0	0	0	0	0		新潟市、長岡 市、柏崎市 (3/20)	新潟市(1/1)		市、上越市、 一市、 市、大市、 市、大市、市、市、市村谷十十十年。 市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、	市、上港、市、山田市、山田市、上港、新谷市、千町市、大市、大田市、大田、市、大田市、大田、市、大田市、大田、大田、大田、大田、大田、村田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田		以外の市等在 住者分は県の 事業対象に含め 実施)(30/30)	以外の市等在 住者分は県の 事業対象に含め 実施)(30/30)	
	16	富山県	0	0	0	0	0	0	0		(0/10)	富山市(1/1)		市、魚津市、 氷見市、滑川 市、黒部市、 砺波市、小矢 部市、南砺市、	市、魚津市、 氷見市、滑川 市、黒部市、		に含め実施) (15/15)	(富山市以外の 市等在住者分 は県の事業対 象に含め実施) (14/15)	69

						都道	府県								市等				
				母子	自立給付:	_支援 金事業	母子・			総合 的な		就業・自立	支援事業	自立支援約	給付金事業				
			自立促進計画	家等業立援な庭就・支セク	訓練給付	給付 金等	支援 プグラ ム策	ひ親庭日生支事とり家等常活援業	親庭生向事 不等活上業	支のめ相窓の化業援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	日立又拔争来	給付金事業	促進給付金等事業		支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	談窓口の強化事業
	1	7石川県	0	0	0	0	0		0		金沢市、かほく 市、小松市、羽 昨市、白山市 (5/11)	金沢市(1/1)		金沢市、七尾市 小松市、輪島市 珠洲市、加賀市 かほく市、羽咋 市、白山市、能 美市、野々市市 (11/11)	小松市、輪島市 珠洲市、加賀市 かほく市、羽咋 市、白山市、能	加賀市、能美市 野々市市(5/11)	白山市、能美市 野々市市、中能 登町(6/19)	(左記の市以外	
	1	8福井県	<b>○</b>	0	0	0	©		©		越前市(1/9)	_			小浜市、大野市 勝山市、鯖江市	に含め実施) (9/9)	福井市、敦賀市 小浜市、大野市 鯖江市、あわら 市、越前市、坂 井市、南越前町 (9/17)	市等在住者分 は県の事業対 象に含め実施)	
中部ブロック	12	9山梨県	0	0	0	0	0	0			都留市(1/13)	_		田市、都留市、 山梨市、大月市 韮崎市、南アル プス市、甲斐市 笛吹市、上野原 市、甲州市、中	田市、都留市、 山梨市、大月市 韮崎市、南アル プス市、北杜市 甲斐市、笛吹市	山梨市、大月市 南アルプス市、 上野原市(7/13)	分も県の事業 対象に含め実 施)(27/27)	(0/27)	
	2	0長野県	0	0	0	0			0			(長野市在住者 分は県の事業 対象に含め実 施)(1/1)		飯田市、諏訪市 須坂市、小諸市 伊那市、中野市 大町市、佐久 塩田市、安曇野	上田市、岡谷市 飯田市、諏訪市 須坂市、小諸市 伊那市、中野市 大町市、茅野市 塩尻市、佐久市		松本市、上田市 須坂市、伊那市 茅野市、千曲市 安曇野市、上松 町、白馬村 (9/77)	に含め実施) (77/77)	

						都道	府県								市等				
				母子	自立給付金	支援 金事業	母子· 父子	ひとり		総合 的な 支援		就業・自立	支援事業	自立支援約	合付金事業				九川知宗序。
			自立促進計画	ぶ等業・立接 対 対 対 対 が も 支 セ	自支教訓給立援育練付	高職訓促給金事等業練進付等業	自支プグム定事立援ロラ策等業	親家庭等	白上 向上 事業	のめ相窓の化業 の必 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	日立又拨争未	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等 事業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	日常生活 支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	談窓口の強化 事業
	2	岐阜県	0	©	0	<b>©</b>	<b>©</b>		0		飛騨市(1/21)	岐阜市(1/1)		岐高市川瑞恵茂各市穂本下2年、市、市、市、市、市、市、市、京川、市市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市	高市、八瑞元、高市、、市、、市、、市、、市、、市、、市、、市、、市、、市、、市、、、市、、	外の市等在住 者分は県の事 業対象に含め 実施)(21/21)	大垣市、下呂市 (2/42)	岐阜市、関市、 可児市、瑞浪市 (4/42)	
中部ブロック	22	静岡県	0	©	0	©		©	<b>©</b>		静岡市、浜松市 沼津市(3/23)			静沼三市田磐掛御市野伊市豆原市市市市・東京、市田川殿、市豆 気の市市市市東京、市市場下、市豆菊国の市の東京、、市市場下、市の東京、、市は、藤、市田湖、川市、23/23/1 (23/23) (23/23) (23/23)	沼三市田磐掛御市野伊市の熱海士島、市田川郷で、市田川州ので、市田川州ので、市・東富、焼藤枝袋、、市・西・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・ボー・	牧之原市(3/23)	袋井市、湖西市 (市以外の在住 者は県の事業	湖西市(市以外	

						都道	府県								市等				
						支援 金事業				総合		就業・自立	<b>工支援事業</b>	自立支援約	合付金事業 合付金事業				
			自立 促進 計画	母家等業立援ン事子庭就・支セタ業	自支教訓給金業立援育練付事	高職訓促給金事等業練進付等業	母父自支プグム定事子子立援ロラ策等業	ひ親庭日生支事とり家等常活援業	ひ親庭生向恵と家等活上業	的支のめ相窓の化業な援たの談口強事		母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	日立又抜争未	自立支援 教育訓練 給付金事業	促進給付金等 事業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	事業
中部ブロック	23	愛知県	0	0	0	0	0							市田瀬春市南安蒲常小新大知市明田清屋み市、市戸日、市城郡滑牧城府立、市原須市よ、岡、市井津、市市市市市市市市岩、市市、し長崎一、市島刈、、市市市市市市市岩、市市、し長市宮半、市を西犬江稲東知尾市進愛、小ホ高を高い、東京、市尾山南沢海多張、市西名市あ・東、市川碧、市市市市市地豊、市古、ま市豊、市川碧、市市市市市地豊、市古、ま	名市田瀬春市南安蒲常小東大知市倉日愛北冨あ市古、市戸日、市城郡滑牧海府立、市進西名市ま38屋岡、市井津、市市市市市市市市高、市市古、市島刈、、、、、、、、、、、屋水、、屋外、市、市舎西犬江稲新知尾市明田清市よ長、豊、市田豊、市尾山南沢城多張、市原須、し久豊、市田豊、市尾山南沢城与張、市原須、し久豊、市川碧、市市市市市市地岩、市市弥市手	市宮春市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市	市、豊田市、一 宮市、半田市、 春日井市、豊川 市、津島市、碧 南市、刈谷市、 安城市、西尾市	市、西、知、西、知、西、西、知、西、知、西、河、河、河、河、河、河、河、河、河、河	
	24	三重県	0	0	©	<b>©</b>	<b>©</b>	<b>◎</b>	©		鈴鹿市、亀山市 津市、志摩市、 伊賀市(5/15)	_		市、四日市市、 鈴鹿市、亀山市、 津市、松阪市、 伊勢市、尾鷲市 志摩市、伊賀市 名張市、多気町	桑 市、いな市、いな市、い市田市、北京市、田市、北京市、市、市、市、市、市市、東野市市、東野市市、多・銀張・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・	市、津市、伊賀 市、名張市( 多 気町以外の町 在住者分は県 の事業対象に 含め実施)	に含め実施) (29/29)	名張市(県内の 市等在住者分 は県の事業対 象に含め実施) (29/29)	

			都道	府県								市等				
		/A / L .	^ + *	母子・			65+×		就業・自立		自立支援約	哈付金事業				
自立 促進 計画	家等業立援とを	自支教訓給	高職訓促給金等業練進付等	父自支プグム定子立援ロラ策等	ひ親庭日生支事と家等常活援業	ひ親庭生向事と家等活上業	支のめ相窓の化業との談口強事	自立促進計画		日立义恢争未	教育訓練 給付金事業	促進給付金等 事業	支援プログラム策定等事業	日常生活 支援事業	ひとり税 家庭寺 生活向上事業	談窓口の強化 事業
0	0	0	0	0	0	0		近江八幡市、湖			長浜市、近江八幡市、草津市、 守山市、栗東市 甲賀市、野洲市 湖南市、高島市 東近江市、米原	長浜市、近江八幡市、草津市、 守山市、栗東市 甲賀市、野洲市 湖南市、高島市 東近江市、米原	近江八幡市、野州市、湖南市、 東近江市(左記 以外の市在住 者分は県の事 業対象に含め	以外の市等の 在住者分は県 の事業対象に 含め実施)	東近江市(日野町、竜王町の在 住者分は県の 事業対象に含	
©	0	0	0	©	©	0	1	京都市、京丹後 市(2/15)	京都市(1/1)		市、舞鶴市、綾、市市、東省市、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	市、舞鶴市、綾部市、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	市、舞鶴市、宇 治市、宮津市、 京丹後市(6/15)	以外の市等在 住者分は県の 事業対象に含 めて実施)	綾部市、亀岡市 長岡京市、南丹	
©	0	0	©	0	©	©		高市方池泉市木富川市泉柏市石四市槻、市田大、市田市、市原、市門、畷泉市学、林、大、市門、畷泉市中岸、市津守、林、大、市門、畷泉市田、市、市区、内市面羽市井、、南東市、山田、東、市東、南東、東京、市東、市東、市東、市東、市東、市東、市東、市東、市東、市東、市東、東京、東野和、野高市野島	高槻市、東大阪 市、豊中市、枚 方市(6/6)	柏原市、交野市(4/29)	高市方池泉市木泉林河原和柏市津藤市交山槻、市田大、市佐市内市泉原、市井、野市市学、市津守、野、長、市市門、寺四市、、中岸、市口八野、長大、市市門、寺四市民、屋野東箕羽市石、畷大南田田貝、市富川、市面曳、市泉市阪市、阪牧市市塚茨、田市松、市野摂、南、狭、阪牧市市塚茨、田市松、市野摂、南、狭、	高市方池泉市木泉林河原和柏市津藤市交山槻、市田大、市佐市内市泉原、市井、野市市学、市津守、野、長、市市門、寺四市、、中岸、市口以、野、長、市市門、寺四市、、東市和吹、市民。川、市面叟、市泉市阪南、阪牧市市塚茨、田市松、市野摂、南、狭、	高市方池泉市田市松箕羽市石泉市阪港、市田大、林、原面曳、市南、南大市学院、市津区、市南、南大市大市、東市和吹、市澤長和柏、市市大市、東市和吹、市で寝長和柏、市市井四、大市寝長和柏、市市井四、大市、田田貝、屋野泉原門、寺條山本、大東、田田貝、屋野泉原門、寺條山本、東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東	高市方貝八野藤畷島堺東市の分対槻豊、市塚尾市井市本市大、市は象市中泉、市市、寺、町、阪枚等府者、東市大茨河津市東大槻、市住事合、東市大茨河津市東大槻市、市住事合、東大津木内市四市阪市豊以者業め阪枚市市長、條、市、中外	枚方市、貝塚市市、貝塚市市、貝塚市市、東大阪市、東大阪市、東大阪市、東大の市、東大の市の中がののでは、市在の東京でのでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大ののでは、東大のでは、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京	
	自促計 ◎ ◎	自促計 © © 1家等業立援ン事 © © 1家等業立援ン事 © 1家等業立援ン事 © 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	自促計     ⑤       母家等業立援ン事     ⑥       子庭就・支セタ業     ⑥       子庭就・支セタ業     ⑥       ○     ○	Back	自促計     ③       会事     高職訓促給金事       子庭就・支セク業     ③       日支教訓給金業     ③       一方と記・して、     ○       一方と記・     ○       日本とのよりによります。     ○       日本とのよりによりまする。     ○       日本とのよりによります。     ○       日本とのよりによります。     ○       日本とのよりによります。     ○       日本とのよりによりまする。     ○       日本とのよりによります。     ○       日本とのよりによります。     ○       日本とのよりによりまする。     ○       日本とのよりによりまする。     ○       日本とのよりによりまする。     ○       日本とのよりによりまする。     ○       日本とのよりによりまする。     ○       日本とのよりによりまする。     ○   <	Pack	Pack	合な援たの談口強事       ③       ③       ③         自付	自成   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	日立	自立支援	自立支援    お付金事業   日立支援    松合   かとり   秋東   から   大阪市、原子   大阪市、東大阪市、東大阪市、東東   大阪市、東東   大阪市、東市   大阪市、市市   大阪市、東市   大西市   大下東市   大阪市、東市   大阪市   大下東   大阪市   大阪市   大下東   大阪市   大阪市   大下東   大阪市   大下東   大阪市   大下東   大阪市   大下東   大阪市   大下東   大下東   大阪市   大下東   大阪市   大下東   大阪市   大下東   大阪市   大下東   大下東	総合 総付金事業 母子・ ひとり かとり りょう ひとり できる かった いまな かった できる かったい できる かったい できる かったい かったい かったい かったい できる かったい できる かったい できる かったい できる かったい できる かったい かったい できる かったい かったい できる かったい できる かったい できる かったい できる かったい できる かったい できる かったい かったい かったい できる かったい できる かったい かったい できる かったい できる かったい かったい できる かったい かったい	自立支援   投合	自立 東京 から	日立支援    日立

						都道	府県								市等				
						支援 金事業				<i>س</i> م		就業・自立	支援事業	自立支援約	給付金事業				
			自立促進計画	母家等業立援ン事子庭就自支セタ業	自立		母子· 父子 白立	ひ親庭日生支事とり家等常活援業	ひ親庭生向事とり家等活上業	め相窓の化業の設口強事		母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業 <b>・</b> 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	促進給付金等 事業		支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	事業
近畿ブロック	28	兵庫県	©	0	٥	0		0	0		加古川市、高砂			西宮市、尼崎市市、尼崎市市、アッカーの西宮市市、市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	淡路市、宍粟市	西宮市、尼崎市明石市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、高砂市、川西市、三田市、朝来市(13/29)	(政令市及び中 核以外の市等 在住者分は県 の事業対象に 含めて実施)		明石市、三田市 (2/29)
ック	29	奈良県	0	0	0	0	0	0	0		奈良市、桜井市 御所市、葛城市 (4/13)			田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、 原市、桜井市、 五條市、香芝市 生駒市、香芝市 葛城市、宇陀市 (12/13)		田市、橿原市、 五條市、御所市 生駒市、香芝市 (左記以外の市 等在住者分は 県の事実施) (13/13)	以外の市等在 住者分は県の 事業対象に含 め実施)(39/39)	市等在住者分 は県の事業対 象に含め実施) (39/39)	
	30	和歌山県	0	0	0	0	0	0	0		和歌山市、橋本 市、有田市、御 坊市、紀の川市 (5/9)	和歌山市(1/1)		市、橋本市、有 田市、御坊市、 田辺市、新宮市 紀の川市、岩出	和歌山市、海南市、橋本市、橋本市、 田市、御坊市、 田辺市、新宮市 紀の川市、岩出 市(9/9)	市、田辺市 (3/9)	和歌山市(和歌 山市以外の市 等在住者分は 県の事業対象 に含め実施) (30/30)	和歌山市(1/1)	74

						都道	府県								市等				
					44 / 1	支援 金事業	舟子.			総合 的な		就業•自立		自立支援約	給付金事業				
			自立促進計画	母家等業立援ン事子庭就・支セタ業	自支教訓給	y 高職訓促給金事 等業練進付等業	父自支プグム子立援ロラ策	ひ親庭日生支と家等常活援	ひ親庭生向事とり家等活上業	的支のめ相窓の化業な援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等 事業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等	ひとり親家庭へ の総合的な支 援のための相 談窓口の強化 事業
	31	鳥取県	0	0	0	0		0	0		倉吉市(1/17)	_		若桜町、琴浦町 北栄町、日南町 日野町、江府町 智頭町(9/17)	栄町、日吉津村南部町、伯耆町日南町、日野町江府町、智頭町(17/17)		に含め実施) (19/19)	米子市、倉吉市 (2/19)	
中国1	32	島根県	0	0	の全 市町 村が	② (県全町が 対実施)		0	0		松江市、益田市 出雲市、隠岐の 島町(4/19)			出雲市、益田市 大田市、安東市、安東市 東田市、雲東町、川東田町、川東田町、川、田町町、町町町町、町町町町、 津和町町で、海町、西町、西町、西町、田町、海士町、田川、田町、田町、田町、田町、田大村、田町、田大村、田田、田田、田田、田田、田田、田田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田	出雲市、益田市 大田市、安来市 江津市、雲南市 奥出雲町、川本町、美 郷町、川本南町、 建和野町、吉賀	業対象に含め 実施)(19/19)	に含め実施)	(県の事業対象 に含め実施) (19/19)	
中国ブロック	33	岡山県	0	0	0	0	0				(2/18)	岡山市(倉敷市 在住者分は県 の事業対象に 含め実施)(2/2)		津山市、玉野市 総社市、瀬戸内 市、美作市 (7/18)	津山市、玉野市		市(2/27)	岡山市(1/27)	
	34	広島県	0	0	の全 市町 村が	◎ (県全町が実施)	の全 市町 村が		0			広島市、福山市 (2/2)		具市、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	吳市、竹原市、 三原市、尾道市 原市、三次市市 原市、大竹市原島市、大竹市原島市、大竹市 東市、江町、島安島市 大田町、 大田島野田 大田町、安芸太田 大田町、安芸太田	(11/22)	三原市、三次市 坂町(5/23)		75

						都追	前 原県								市等				
				母子	自立給付:	Z支援 金事業	母子・	71 (-11)		総合的な		就業・自立	立支援事業	自立支援	給付金事業				
			自立 促進 計画	家等業立援ン庭就・支セー	自支教訓給金業立援育練付事	高職訓促給金事等業練進付等業	义自支プグム定事子立援ロラ策等業	の親庭日生支事と家等常活援業	ひ親庭生向事と家等活上業	文のめ相窓の化業版たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業 <sup>•</sup> 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等 事業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支援 のための相談窓 口の強化事業
中国ブロック	35	5山口県	0	0	0	0	0	0	0		下関市、長門 市(2/14)	下関市(1/1)		市、山口市、萩市、防府市、防府市、下松市、岩門市市、岩門市、提門市、制井市、美門市、湖井市、周南市、山陽小野田市、	下関市、市大市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市市、市、市、市市、市、市市、市	市、(左記以外 の市在住者分 は県の事業対 象に含め実施)	市等在住者分 は県の事業対 象に含め実施)	以外の市等在 住者分は県の	
	36	徳島県	©	0	0	0	0	0	0	0	阿南市(1/8)	-		阿南市、吉野 川市、阿波市、	川市、阿波市、	市、小松島市、 阿南市、吉野	に含め実施)	(県の事業対象 に含め実施) (24/24)	
, m	37	/香川県	0	0	0	0	0	0	0		さぬき市(1/8)	高松市(1/1)		市、坂出市、善通寺市、観音 寺市、さぬき市 東かがわ市、	高松市、丸亀 市、坂出市、夷 ・市、坂出市、観音 ・時市、さぬき市 東かがわ市、 三豊市(8/8)	寺市、さぬき市 東かがわ市、		(0/17)	
四国ブロック	38	3愛媛県	<b>©</b>	0	0	0	0	0			松山市、今治市、八幡浜市、 市、八幡浜市、 西予市、東温 市(5/11)	松山市(1/1)		市、宇和市、宇和市、宇和市、野浜市、西島市、西東市、大洲四市、大洲四市、市、市、西等市、西等市、西等市、西等市、西等市、西等市、西等市、西等市、西等	松山市、今治市、今島市、 不明市、大明市、大明市、大明兵市、大明兵市、大明四市、大明四市、市市、西市、中央温市(11/11)	市、宇和島市、宇和島市、野浜市、西島市、西東江市、西東市、西東市、西東市、西東市、西東市、西東市、西東市、西東市、西東市、西東	以外の市等在 住者分は県の 事業対象に含	(0/20)	
	39	高知県	0	0	0	0	0				(0/11)	高知市(1/1)		市、安芸市、南 国市、土佐市、 須崎市、宿毛 市、土佐清水	高知市、东 市、中 南 京安芸市、土佐 京市、土佐宿市、土佐清市、土佐清十 市、四万十香 市(11/11)	以外の市等在 住者分は県の 事業対象に含 めて実施)	(0/34)	(0/34)	76

							府県								市等				
					松 1十.	Z支援 金事業	四フ.			総合 的な		就業・自立	<b>Z支援事業</b>	自立支援約	給付金事業				
			自立促進計画	母家等業立援ン東ナ庭就・支セタッ	自支教訓給金立援育練付事	並──高職訓促給金事 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	父自支プグム定子立援ロラ策等	ひ親庭日生支事と家等常活援業	ひ親庭生向事とり家等活上業	支のめ相窓の化業援たの談口強事		就業・自立支援 センター事業		給付金事業   	促進給付金等 事業		日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	
	40	福岡県	0	0	0	0	0		0		北九州市、福岡市、筑紫野市、 春日市、宗像市 古賀市、宮若市 (7/28)	市、久留米市 (3/3)	筑紫野市(1/25)	市大市川八大豊小市野太市津宮朝、久田飯、市女川前郡、城宰、市若倉留市塚柳、、、日、市府哲さ、市市、日、市でうき、、米、市直、市後橋間紫、像糸、は麻みや、方田、市市・野大市島福市市ま	北市大市川八大豊小市野太市津宮朝市大・全飯、市女川前郡、城宰、市若倉ので、市大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・	市、久留米市、 直方市、飯塚市 田川市、行橋市 福津市、宮若市 福森市、朝倉市 (11/28)	市、久留米市、 飯塚市、田川市 柳川市、小郡市 春日市、大野城	市、福岡市、久 留米市以外の 市等在住者分 は県の事業に 含めて実施) (58/60)	
九州ブロック	41	佐賀県	0	0	0	0	0	0	0		佐賀市(1/10)	-	佐賀市(1/10)	鳥栖市、多久市 伊万里市、武雄 市、鹿島市、小 城市、嬉野市、	佐賀市、唐津市 鳥栖市、多久市 伊万里市、武雄 市、鹿島市、小 城市、嬉野市、 神埼市(10 /10)	外の市在住者 分は県の事業 対象に含め実 施)(10/10)	に含め実施)	(県の事業対象 に含め実施) (20/20)	
	42	長崎県	0	0	0	0	0				長崎市、五島市 (2/14)	長崎市(1/1)	(0/13)	市、島原市、諫早市、大村市、大村市、大村市、大村市、大村市、大村市、大村市、市市、西海市市、市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	長崎市、佐世保市、島原市、大佐世保東市、大大公市、大松市、大松市、西海市、西海島市、西島原市(13/14)	市、島原市、諫 早市、大村市、 平戸市、松浦市 五島市、西海市 雲仙市、南島原	諫早市、大村市平戸市、雲仙市南島原市(7/21)	大村市、平戸市 松浦市、対馬市	
	43	熊本県	0	0	0	0	0		0		熊本市、山鹿市 玉名市、天草市 (4/14)		(0/13)	人吉市、荒尾市水俣市、玉名市天草市、山鹿市宇土市、宇城市阿蘇市、合志市(12/14)	熊本市、八代市 人大田市、荒尾市 水俣市、玉名市 天草市、山庭市 菊池草市、宇土市 市、阿蘇市、合 志市(14/14)	水俣市、玉名市 天草市、山鹿市 合志市(7/14)	人吉市、水俣市 天草市、山鹿市 菊池市、宇土市	以外の市等在 住者分は県の 事業対象に含 め実施)(45/45)	77

			都道府県								市等								
						Z支援 金事業	母子:			総合 的な		就業∙自立	支援事業	自立支援約	給付金事業				
			自立 促進 計画	四十			7,5-7	ひ親庭日生支事と家等常活援業	ひ親庭生向事とり家等活上業	支援のた	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・ 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等 事業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	<b>佐井江台 L 車</b>	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業
	44	大分県	0	©	0	0	0		0			大分市(県と共 同実施)(1/1)		中津市、日田市 佐伯市、臼杵市 豊後高田市、杵 築市、宇佐市、 豊後大野市、由 布市、国東市 (12/14)	大中佐告皇帝 大中佐传皇市、日本 大津市、田市、田市、田市、田市、田市、田市、田市、田市、田市、市市市市市市市市市市	豊後大野市(県 と共同実施、大 分市以外の市 在住者分は県 の事業対象に 含めて実施)	大分市(1/18)	(0/18)	
	45	宮崎県	0	0	0	0	0	0			都城市、延岡市 日南市(3/9)	宮崎市(1/1)		延岡市、日向市 日南市、小林市 西都市、えびの	宮崎市、都城市 延岡市、日向市 日南市、小林市 西都市、えびの 市、串間市(9/9)	以外の市等在 住者分は県の 事業対象に含 めて実施)	以外の市等在	宮崎市(1/26)	
九州ブロック	46	鹿児島県	0	0	0	0	0	0			川内市、日置市 (3/21)			市久指市摩市島木ま奄市良屋が、枕市、川、市野市美、市大市、市、市野市美、市大・島町、・市、市、市・佐島町、島、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	摩川内市、日置市、日で、 曽 かって、 曽 かった。 日本 の の で の で の で で で で で で で で で で で で で	(1/21)	等在住者分は 県の事業対象 に含めて実施) (43/43)	(1/43)	
	47	沖縄県	0	0	0	0	0	0	0		市、湘添市、豊 見城市(4/11)	(那覇市在住者 分は県の事業 対象に含め実 施)(1/1)		市、宜野湾市、 宮古島市、石垣 市、浦添市、名	那覇市、うるま市、宜野湾市、 浦添市、名護市 浦添市、沖縄市 豊見城市、南城市(9/11)	宜野湾市(左記 以外の市等在 住者分は県の 事業に含めて実	以外の市等在 住者分は県の 事業対象に含	象に含めて実	78

			都道	府県					市等									
			ゅ 家庭	給付		母 子· 父子	ひと	71.1	総合 的な 支援		就業・自立	立支援事業自立支援給付金事業						
		自立促進計画	セン	自支教訓給金業立援育練付事	高等 職業	自支プグム定事立援ロラ策等業	り家等常活援業	り家等活上業は親庭生向事	支のめ相窓の化業援たの談口強事	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業・ 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業	高等職業訓練 促進給付金等 事業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活 支援事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭へ の総合的な支 援のための相 談窓口の強化 事業
	継続し て実施 (◎)	47	47	7 47	7 47	7 4	1 2	7 25	5 2				平月	成26年度実施制	犬況			
都道 府県 合計	平成27 年度以 降に実 施予定 (O)	(	) (	) (	) (	)	1 (	0 6	5 5	229/856 (26. 8%)	63/63 (100.0%)	20/793 (2. 5%)	801/856 (93.6%)	804/856 (93. 9%)	560/856 (65. 4%)	953/1741 (54. 7%)	818/1741 (47. 0%)	7/856 (0. 8%)
	実施予 定なし						5 20	0 16	40									

#### <都道府県を含む実施状況>

Ī	平成26年度実施状況													
É		就業・自立	支援事業	自立支援約	合付金事業									
	自立促進計画	母子家庭等 就業・自立支援 センター事業	一般市等就業• 自立支援事業	自立支援 教育訓練 給付金事業				ひとり親家庭寺 生活向 F 事業						
	276/903 (30.6%)	110/110 (100.0%)	20/793 (2.5%)	848/903 (93. 9%)	851/903 (94. 2%)	601/903 (66. 6%)	980/1788 (54. 8%)	843/1788 (47. 1%)	9/903 (1.0%)					